

参議院商工委員会會議録第三十七号

昭和三十三年五月十八日(土曜日)午前
十一時三十七分開会

委員の異動

本日委員阿具根登君辭任につき、その補欠として小林孝平君を議長において指名した。

委員長の補欠

本日松澤兼人君委員長辭任につき、その補欠として近藤信一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

松澤 兼人君
近藤 信一君

理事

古池 信三君
西川 弥平治君
阿具根 登君
阿部 竹松君
相馬 助治君

委員

青柳 秀夫君
小幡 治和君
小西 英雄君
後藤 義隆君
白井 勇君
高橋進太郎君
高橋 衛君
三浦 義男君
海野 三朗君
小林 孝平君
島 清君
加藤 正人君
豊田 雅孝君

前田 久吉君

國務大臣

通商産業大臣 水田三喜男君
國務大臣 宇田 耕一君

政府委員

科学技術 秋田 大助君
科学技術 原田 久君
科学技術 佐々木義武君
原子力局長 松尾 金藏君
通商産業大 鈴木 義雄君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 小岩井康朗君
通商産業省 山保安局長

通商産業省

通商産業省 鈴木 義雄君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 小岩井康朗君
通商産業省 山保安局長

通商産業省

通商産業省 鈴木 義雄君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 小岩井康朗君
通商産業省 山保安局長

通商産業省

通商産業省 鈴木 義雄君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 小岩井康朗君
通商産業省 山保安局長

通商産業省

通商産業省 鈴木 義雄君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 小岩井康朗君
通商産業省 山保安局長

通商産業省

通商産業省 鈴木 義雄君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 小岩井康朗君
通商産業省 山保安局長

通商産業省

通商産業省 鈴木 義雄君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 小岩井康朗君
通商産業省 山保安局長

通商産業省

通商産業省 鈴木 義雄君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 小岩井康朗君
通商産業省 山保安局長

衆議院送付

○合成ゴム製造事業特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○自転車競技法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松澤兼人君) これより委員会を開会いたします。
まず継続調査要求の件についてお諮りいたします。本委員会の調査案件であります経済自立と発展に関する調査につきましても、前国会に引き続き、今国会におきましても、政府の基本方針を初め、産業経済全般の問題につきまして鋭意調査をいたして参つたのであります。本調査はその対象が広範多岐にわたる、常に内外情勢の變転に即応して一貫した調査を行う必要があると存じますので、この際閉会中も継続して調査を行いたいと存じます。この旨継続調査要求書を議長あて提出することに御異議ありませんか。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 次に、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 次は、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 次は、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 次は、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 次は、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 次は、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 次は、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 次は、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 次は、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 次は、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 次は、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 次は、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 次は、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 次は、委員派遣の件についてお諮りいたします。閉会中調査を行うに際しまして、本委員会所管の産業経済事情一般につき、委員派遣によりその実情を調査することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

司令部の許可を得まして輸入をして参つたのであります。アイソトープの利用に關しましては、決して各国にわが国が劣つてゐるという現状ではございません。非常にものに由つては進んでゐるというふうに理解していただいて、けつこうじやなからうかと思ひます。主として医療、鉱工業、農業あるいは土木方面等に、非常に多方面に利用されておるのでございますが、半面この非常に利用度の高いアイソトープであるにもかかわらず、その放射線による障害がものによりましては非常に強度でございまして、あるいは単にこの照射を浴びましたその個人のみの障害を受けるばかりでなしに、遺伝子の破壊等によりまして遺伝的に後世に障害を与えるというふうな、非常に今までの防衛、この面からする障害を何とかして防止いたしまして、そうして一方半面では利用をどんどん進めて、産業の発達あるいは国民生活の向上をはかるとともに、半面では今申しましたような障害を防止して、安心して国民がこの恩恵に浴するという建前がこの本案の内容でございまして、

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

第一章は總則でありまして、目的はただいま申し上げましたようにこのアイソトープの利用による障害を防止し、公共の安全を確保することにあるのでございまして、これを規制する面では主たる対象は、第二条にございまして、放射線同位元素そのものに対する障害の防止、それから放射線同位

元素装備機器と申しますのは、たとえばガンの治療機器とか、あるいは静電気の除去措置とかいうたぐいのものがありまして、これはその機器の中にアイソトープを入れたもので、そうして各種の方面に利用するというものでございます。それからもう一つの対象は放射線発生装置でございます。サイクロトロンとか、シンクロトロンとか、あるいはワンデグラフとかリニヤアクセラターとか、そういう性質のものがございます。この三つのものを対象にいたしまして、一つは使用の面でこれを規制すると同時に、他方では販売を業とする者に対して規制を加えようというのがこの法律の主たる規制対象でございます。

第二章は、使用及び販売の業の許可ということで、このアイソトープを使用する者に対する許可でございます。これは科学技術庁長官が一本でこの許可権を持つことにこの法案ではいたした次第でございます。なぜかと申しますと、国際法的にいろいろ国として義務を負うばかりでなしに、この使用あるいは所持等に対して明確にしておきまして、平時あるいはこの危険な状態が発生したとしても、常にそれに対して処置をとれ得るという体制をとる必要上、どうしても許可権限を一本にして責任を明確にするというのが、国際的にも国内的にも必要でございます。科学技術庁長官の許可を一本にしほったわけでございます。使用の許可並びに販売の業の許可等の内容は省略いたしまして、そういう危険なものでございますから許可を与えらるる際には、第六条、第七条等にそれぞれ使用を許可する際の基準を設けまし

て、そうしてこの基準によつて許可を与えらるるばかりでなしに、第五条にありますように欠格事項を持った者に対しては、これは許可をしてはならないというふうな考えで次第でございます。なお、許可に際しましては、一律に基準に合つておれば許可を与えるというだけじゃなしに、第八条にありますように、その許可に際しては、条件を付することができるといふふうに規定いたしまして、そして具体的な個別々々のケースに應じまして細心の注意を払つて許可を与えたいというふうな考へております。許可の証明事項といたしまして許可証の交付等の規定を設けてございます。使用する際に、それを使用施設等の変更がある場合、あるいは詰めかえ施設等の変更がある場合、こういうものが変更になった際には、これは手放しにできないものでございますので、その際に許可のときと準じましてあらためて許可を出したいというふうな考へておるのでございます。

第三章は、第二章でただいま申しましたように、許可を与えられた者がそれを使用あるいは販売する場合に、それに対して義務づけをいたしまして、そしてそういう義務を厳重に守つていただくたい。もし、この義務に違反した場合には、それに対して適合する命令を発すると、で危険のないようにいたしたい。あるいは、その命令に違反したといったような場合には、許可そのものを取り消せるといふふうな規定を作つてございます。使用に際し、あるいは詰めかえ、あるいは保管、運搬、廃棄等が非常にアイソトープの種類によりまして、あるいは使用の仕方によりましていろいろ問題が生じます

ので、そういう点に關しましてはそれぞれ基準を設けまして、そしてこの基準にのつとつて実際の使用をしていただくというふうなことにいたしまして、この基準は政令で定めることになつてございますが、その政令で定める際には三十九条にございまして、放射線審議会というものを作ります。そして、そこで十分審議していただいて学識経験者、あるいは関係各省の皆さんにお集りいただいて、そして十分審議の上、国際基準等をにらみ合せてこの基準をきめたいというふうな考へておるのでございます。実際今度使つておる者に対してどういふうな方法を用いるかと申しますと、第二十条にございまして、総理府令で定めまして、この発生の場所、あるいは使用する者、あるいはその使用個所に立ち入る人等に関するは逐一測定をいたしまして、そしてその放射能がどれほどの現実において蓄積されつつあるかといったような点を十分測定いたしまして、そしてそれから来る事後の障害、あるいは事前のそれに対する防止といったものに十全を処した所存でございまして、第二十一条は、そういうこの障害の予防規定を規定いたしまして、これを使用する者が単にこの基準を与えられたばかりでなしに、自分でこの規定を作りまして、そして事業を開始する以前に科学技術庁長官に届け出をして、そしてこういう細部規定で単に基準ばかりでなしに、事業々々による特殊性も織り込みまして、そしてこういうふうな障害防止をすればよろしいかということ、で、実際問題は出たいたしたいというふうな考へてございます。

さらに、使う人はこれに対する知識がないと一番危険でございますので、第二十二條で十分これに対する訓練をしていただくたいと、それから実際にこの障害を発見した場合、これに対してはどうするかという点が二十三條、二十四條等に規定してございまして、これによりまして障害が起きた際には、あるいは配置転換をするとか、あるいは就労時間の短縮をはかるとか、あるいはさらに救急措置等を講ずるといふふうな手段を講じてございまして、なお、常時その所持あるいは消耗状況等を、国際的な義務もございまして記録する必要もございまして、第二十五條にはその記録の義務を課しておる次第でございます。

それ以外に、先ほども申しましたように、法律違反——あるいは諸種の許可条件、あるいは欠格条件等にそごを来たし、違反した場合には許可を取り消せるとか、あるいは使用を廃止した場合にすぐ届出をいたしまして、事後の措置を明確にして、この事後措置によるの誤まりによつて放射線障害を来たさないようにというふうな規定を二十七條、二十八條等で規定してあります。

なお、二十九條で「譲渡及び譲受の制限」あるいは三十條で「所持の制限」、三十一條で「取扱の制限」、こういう制限規定を設けておりますが、これはどういふことかと申しますと、単に使用者のみの障害を守るばかりでなしに、一朝これが犯罪等に用いられた場合には、非常にゆゆしい問題になりますので、目には何にも見え、しかも量としてはごくわずかなものでございまして、もしこういうものが犯罪等に使われまして、そのときにすぐ障害が起きぬ場合でも、後々また非常に障害が起きて参りますので、必ずやこの所持あるいは譲渡、譲り受けというのに対しては、思い切つた制限が必要でございますので、この法案では、許可を受けた者以外は一切これを譲渡、譲り受け、あるいは所持をしてはならないというふうな制限を設け、一方では、三十一條で十八才未満の者あるいは精神障害者といったような人たちは、こういうものを扱わしちやいかぬというふうにして、公衆の安全を保持したいという考へてございまして、第三十三條は「危険時の措置」でございまして、地震、火災等で危険が起りました際のそれに対する措置を規定してございまして、

第四章は「放射線取扱主任者」でございまして、実際はこの許可を受けた人が、ただいま申しましたようないろいろの義務を持つてゐるわけでございまして、その義務を完全に履行させるためには、どうしても放射線取扱主任者というふうな責任者をそれぞれ国家で指定いたしまして、そしてその主任者が実際にそこで働く人、あるいは立ち入る人等に対する監督をするという責任の地位を持たせようということにいたしてございまして、そのためには国家試験等を設けて、そして、そうして免状を与え、この取扱主任者というものを、完全な意味でその任に耐え得るような体制をとらうかというふうな考へてございまして、

第五章は先ほど申しました「放射線審議会」で、基準等を十二分に審議をいたしましてきめていたきたいとい

うのが、この審議会の内容でござい
ます。

第六章は雑則でございしますが、この
中で四十三条は放射線検査官の規定を
設けまして、随時許可、あるいは許可
したといたしまして、使用者あるいは
販売業者の施設に立ち入り、場合に
よりましては、これに対する収去を命
ずるというふうな規定を設けてござい
ます。

なお、この取扱主任者等に対して、
かりに取消し等の処分があった場合に
は、その不利益処分に対する防護の規
定といたしまして、第四十四条、第四
十五条等で随時あるいは訴願等の措置
を規定いたしまして、民主的な解決を
はかりたいというふうな考えでござい
ます。

一方これは各省とも、非常に広範に
わたる問題でございまして、許可を
与える際には、科学技術庁長官の一本
でございまして、各省に事前に
に相談をいたして、協議してこれを許
可するというふうな定めておるのでこ
ざいます。

第四十七条は「国家公安委員会に對
する連絡」でございしますが、これは先
ほど申し上げましたように、所持する
いは使用に対してこれを明確化して、
そうして防犯あるいは危険時に對する
措置を講ずる意味で、国家警察の最高
機関であります国共安委員会にこれ
を連絡していくという規定を設け、そ
れから第四十八条では「労働基準法と
の関係等」を作りまして、四十八条の
一項は一つの入念規定と申しますか、

念を入れて、決してこの法律は労働基
準法を排除するものではない、労働基
準法の方からもこの障害防止に対して

やはり労働者の庇護という建前から十
分監督していただいて、そうして問題
がありますれば、すぐ科学技術庁長官
に報告等をしていただきたいというふ
うに念を入れてございまして、附則で
罰則等は省略いたしまして、附則で
施行期日がございまして、四十三ペー
ジでございまして、これは先ほど申し
ましたような基準を作る、あるいは国家
試験をやりまして主任技術者をきめる
とかいったような事項は、これは急が
なければなりませんので、この法案が
幸いに通りますれば、即日施行にいた
しまして、そうして実際の、それ以外
の事項に關しましては、現在アイソ
トープを使っております人たちに對す
るいろいろな設備の改善等の手段が必
要でございまして、若干時日を必要
といたすと思ひますので、基準等を作
るのに大体まあ半年、そこでそれに基
きまして従来の設備等を改善するの
に半年というように余裕をみまして、約
一年後に実際の施行に入るといふふ
うな考えでございまして、

それ以下の附則は、現在所有してお
りますアイソトープの市販に對する経
過措置でございまして、
以上が放射性同位元素等による放射
線障害の防止に關する法律案の簡單な
内容でございまして、

次に核原料物質、核燃料物質及び原
子炉の規制に關する法律案でございま
すが、これは目次をお開きいただき
たいのでありますが、第一章は總則で
ございまして、第二章以下は主として規
制する対象でございまして、
第一は製錬の事業に關する規制でこ
ざいまして、二番目は加工に關する規
制、加工と申しますのは、天然ウラン

等を実際に燃料として原子炉に挿入す
る場合に、あるいはこれを液体化した
り、あるいはアルミニウム等をかぶ
せましてこれを燃焼しようとする
とか、あるいはいろいろな形を變えまし
て、板状にするとか、あるいはアング
ル形態にするとかといったような
が、加工事業に關する内容でございま
す。第三番目は、原子炉そのものの設
置または運転等に關する規制でござい
ます。

それから次の再処理事業に關する規
制と申しますのは、消費された燃料
が、さらに非常に今までの燃料と違
いまして、これを科学的に再処理をい
たしまして、再び一部は燃料に転化し
得るのでございまして、そういう再
処理をする場合の事業に關する規制で
ございまして、

五番目は、原子炉を持たなくとも核
燃料そのものを研究したいとい
う一大学等で研究する場合がござい
ますので、そういうものに対する規制
をしたわけでございまして、
以上がこの法律案の規制の大体のね
らいでございまして、国際的に見まし
ても、国際法上非常にこの核燃料物質
に對しましてはシビアなコントロー
ルが行われてまして、当然、国際的なそ
ういふ規制が、国内でやる際にも国際
義務として義務づけられますので、一
方ではそれを受け、他方では、この燃
料の供給関係あるいは原子力政策等を
考えながらこれを規制して、そうし
て、この災害を防止し、あるいはこの
利用を計画的に行なっていくとい
うのがこの主たる法案の目的になつて
ございまして、

で、ただいま第二条で定義がございま

すけれども、これに關しましては冒頭
で概略申し上げましたので省略させて
いただきますが、第二章は
製錬事業に關する規制でございまし
て、これは抽出、精製、還元段階を
指すのでございまして、実際の採掘あ
るいは選鉱等はこれには含まれてお
りません。でこの製錬事業に關しまし
ては、指定制度をとっておりまして、
原子燃料公社はこれは当然原子燃料公
社法の規定に基づきましてみずから行
るのでございまして、それ以外の者に
對しましては指定制度を設けまして、
それでその指定に際しましては、内閣
総理大臣並びに通商産業大臣が共管で
これを指定するといふ建前にしてござ
います。これはなぜかと申しますと、
鉱業権の内容といたしまして、当然そ
の中には製錬の事業も含まれてござい
ます。で、このウランの製錬は、言いか
えますと非鉄金属の特殊な製錬とい
うふうに規定してもよろしいかと思ひ
ますので、当然一方では鉱業法の制約を
受け、また一方では特殊なものである
がゆえに、この法案の規制を受けると
いふふうな建前になつてゐる關係上、
これは共管で許可した、監督した方が
かえつて事態をスムーズに運べるので
はないかといふことで共管にしてござ
います。指定の基準、指定の申請事項
等に関しましては一応省略いたしまし
て、これに關しましては第五條で指定
の欠格事項を定め、変更の許可、届出
等を定めまして、変更の際には、指定
の際と同じような手續をいたしまして
これを變更するといふふうなことを
考えてございまして、なお、相違あ
るいは第十條の指定の取消し等、ある
いは十一條の記録の保持等に関しまし

ては、先ほどアイソトープの法案で説
明したのとあまり考え方は異なるは法案
の内容自体は變化ございせん。

第十二條で保安規定を設けまして、
この保安を十分確保したいといふ
所存でございまして、この保安規定は
事業者がそれぞれ作りまして、そして
通産大臣並びに内閣総理大臣の認可を
受けて、十分この保安に對しましては
大丈夫であるといふ十分な検査をいた
しましてから、この実際の運用をは
かつていきたいといふふうな考えでこ
ざいます。

第三章は、加工事業に關する規制で
ございまして、加工といふ意味に關し
ましては、先ほど申しました通りであ
りまして、これに對する許可は、原子
燃料公社が当然これを行いますけれど
も、その他の者に對しましては、内閣
総理大臣一本で許可を与えるといふ
うにしてございまして、許可の申請事項
並びに許可基準等は一応省略いたしま
す。許可の欠格事項あるいは変更の際
の許可及び届出あるいは合併、相違、
許可の取消、記録、保安規定等に關し
ましては、先ほどの場合とほとんど同
様でございまして、

第四章は、原子炉の設置、運転等に
關する規制でございまして、これが一
番この法案では眼目をなしているもの
でございまして、けれども、この規制はこ
こにもありますように、日本原子力研
究所以外のものではあれば、これを原子
炉を設置しようとする場合には、必ず
内閣総理大臣の許可を受ける、それか
ら許可の基準に際しましては、第二十
四條にございまして、平和の目的
に限るとか、あるいは計画的に遂行す
る、あるいは技術的な能力を判断する

とかいいたうにいたしまして、先ほど来申し落しましたが、許可を与える際には製錬、採鉱、加工、この原子炉に關しても同様でございますが、必ず事前に原子力委員会の意見を徴しまして、そして国の原子力政策というものと勘案いたしまして、この許可をするという建前をとっておりますので、この原子炉の許可に際しましては、必ず原子力委員会の意見を聞いた上で許可を与えるというふうにしております。許可の資格事項、あるいは変更の届出等は一応省略申し上げまして、これは非常に危険なものでございまして、まず、許可に際しましては十分という点を検査の上許可を与えるわけでございますが、なお、引き続きまして第二十七条で、設計及び工事の方法の認可を事前に、工事の開始前に十分いたします。二十八条でさらに工事の施行中にこの施設検査をいたしまして、あるいは材料、あるいは溶接等が完全なりや否やということ、工事の途中で検査いたします。工事が完成いたしました事後、さらに検査をいたしまして、性能検査をいたすわけであります。これは試運転の際に十分検査をいたしまして、そうしてその放射線が漏洩していないか、あるいは制御装置等が十分かという点も主として保安の面等から検査いたしまして、その検査が十分であった上で初めて本運転に入らうというふうな、非常に二重、三重の保安をいたしたいという考えでございます。合併、相續、許可の取消等は省略いたしまして、第三十五条の保安のための規定でございますが、これに關しまして先ほど申しましたように、単にこちらから官で十分検査する

ばかりでなしに、事業者そのものが、みずから必要な保安措置を十分事後にとれるようにという考えで入念な保安を保持するための規定を入れたわけであります。

それから原子炉を解体する場合、あるいは譲渡の場合等は許可を受けた者以外には譲渡ができないようになっておりますので、そういう点を省略いたしまして、第四十条には原子炉主任技術者というものを置きまして、そうしてこれもやはり国家試験を通して、この主任技術者をきめ、その人たちに十分安全の措置をとり得るようになり、あるいは従業者の教育をいたすというふうな建前をとっております。

第五章は、再処理の事業に關する規制でございます。これは原則として原子燃料公社以外には許可いたしません。ただ、研究の過程におきましては、日本原子力研究所でこれを行なうというふうにしてございます。これは使用済み燃料を再処理いたしますと、大体三つの範疇のものが出て参ります。一つは、濃縮ウランなり天然ウランなりがその中から、再処理の中から出てくる、もう一つはプルトニウムのような、非常に使いようによりましては、軍事のものにも転用できるというものも出て参ります、あるいは特殊なアイソトープが出て参る、こういう關係でこれを嚴重に取り締る要があるというので、日本原子燃料公社以外には扱わせないというふうにして監督を嚴重にいたしたいというふうに出てございまして、その内容等は、先ほど申しましたが、ほとんど出ておりますので省略いたしまして、第六章は核燃料物質の使用等に關する規制でございます。

すが、これは先ほど申しましたように、原子炉は持つていないのでありますけれども、核燃料物質そのものを研究いたしたいというものでございまして、大学等に主としてあてはまる事項かと思ひますが、これに關しましては明瞭にこれは平和目的以外には使つてはいかぬ。それを見た上で許可を与えるということにして、研究自体も軍の目的にも使用されないように規定してございまして。

その他はほとんど先ほど申しましたアイソトープの制約規定と同様でございますので省略いたしまして、第七章の雜則でございますが、ここではさらに念を入れまして、単に許可あるいは指定するだけでなしに、それに対しては、具体的な事項に應じてその条件を付すというふうなことにいたしたいと考えておるのでございます。

それから危険時の措置あるいは事業を廢止した場合の措置等は、先ほど説明した通りあまり違いございませんので、省略申し上げます。それから第七十一条で電気事業並びに船舶の建造に關しましては、通産大臣あるいは運輸大臣等それぞれの同意を得て後にこれを許可するというふうにしてございまして。

罰則は省略いたしまして、六十六ページの附則でございますが、これはこの法案が公布の日から六ヶ月をこえない範圍で実行に移したいと思つておりますので、この意味は主として政令あるいは命令等の準備期間が必要でございまして、それを意味しておるのでございます。

附則の第二条以下は現在核燃料物質を所有している者、あるいは原子炉等を

を所有しておる者等に対する経過措置でございます。

以上簡略でございますが、両法案の内容を御説明申し上げた次第でありたいいたします。

○委員長(松澤兼人君) それでは両案につきましては、追つて質疑をすることにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 次に阿部委員から、炭鉱災害問題について緊急に質問したいとの要求がありました。この際御発言を許します。

○小幡治和君 議事進行について、本日は国会の最終日でもありますし、まだ本委員会には相当重要法案がたくさんかかつておるような実情でありますので、これからの審議に際して質疑並びに答弁等においてもできるだけ要にして簡というか、そういうこと、また重複を避けるようなことで、一つ委員長におかせられまして、議事の進行について、特段の配慮を一つしていただきたいということをお願い申し上げます。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(松澤兼人君) その点は私も心配しております。説明もそれから質問も、あるいは答弁もできるだけ簡略に要点を得たものとしていただきたいと存じます。

○阿部竹松君 私は通産大臣に九州の福岡県の上大豊炭鉱の爆発事件についてお伺いしたいわけですが、今より一カ月前にも北海道の夕張の清水沢炭鉱というところが爆発して、従業員二名を生きていたかなくなつたかかわらないまま密閉してしまつたという事件がございまして、当委員会におきまして、予定を繰り上げて緊急委員会を開いて審議したことがございますが、そのときも通産御当局に嚴重に保安監督をしていただくようにと強い要請を申し上げ、まあ調査委員派遣等まで論議になつたわけですが、再び九州の上大豊炭鉱事件が起きたわけでありまして、非常に遺憾なことでありまして、今度再三再四にわたつて、当国会中にも私四回ほど強く御要請申し上げたわけでございますけれども、こういう事件が再び起きましたので、この事件に対する対策と、将来どうするかという一つ御質問いたします。

○國務大臣(水田三喜男君) 直接炭鉱の責任者から説明いたさせます。

○政府委員(小岩井康嗣君) ただいまの御質問でございますが、本月十二日の日に九州の上大豊で爆発災害のありました点は、私どももいたしまして遺憾に考えております。しかしながら、今ここで災害を絶滅するということ、は、なかなか私どもにはいたし得ないのであります。この委員会でもお話し申し上げましたように、微力ではありますけれども、昨年の成績は死亡者六百十名、一昨年よりもはるかに成績がよくなつております。これで私があまり成績がいいということをお願い申し上げますと、よく阿部さんからもおこられるのでありますけれども、なおよくすることをおもひますけれども、昨年も、昨年とは十数年來の好記録を出しまして、実はかなり安心はいたしませんけれども、喜んでおるような状態でありまして、爆発の回数は昨年とあまり変わりありませんけれども、漸次大規模の爆発は減少しつつありまして、目下今回の程度の爆発を何とか絶滅するように考慮をいたしておりますけれども

とつていただくことを特に要望いたしました。私の質問を打ち切ります。

○海野三朗君 関連して……

○委員長(松澤兼人君) よろしいのですけれども、先ほど小幡委員から発言がありまして、いろいろ重要案件もたくさんあるし、質疑応答はできるだけ簡略にということを一応御協議願ひましたから、簡単にお願ひいたします。

○海野三朗君 私は二、三ちよつとお伺ひしたいのですが、通産大臣にお伺ひしたいのですが、大體通産省は技術軽視の傾きがあると思う。だからこういうふうな災害が起る。だから私は根本的に通産省のあり方を改めていただかなければならぬと思う。この技術の方面を非常に軽率にござらぬようになっておるに思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 予算委員会のことからそのお話を承つておりまして、私もお答えしました通り、なるだけそういふことのないようにするとお答えしました。今そのようにいろいろ省内の方の問題そのほかの問題で研究中でございますので、なるだけ御趣旨に合うようにしたいと思ひます。

○海野三朗君 そこで、通産省は百二十ほど課があるが、技術の課長は十人そこそこなんです。ことごとく事務官でもって占領されておる。従つて、技術についてはしろろとが非常に多い。たとえば鉱山局長にしろろとが、だし、それから石炭局長でもそうだし、みんな事務官です。だから技術を軽視するといふ考えがここに流れて、そして今日の炭坑の爆発を起す、つまりこれは監督不行き届きということに帰するのであつて、技術を重んじないということが私は根本原因をなし

ておると思うのですが、大臣はいかやうにお考えになつていらつしやいますか。

○國務大臣(水田三喜男君) これも前回海野先生にお答えしました通りでありまして、本省の人事のことを言つておられると思ひますが、本省は全般の行政をやつておりますので、従つて適材適所主義でいくということになりまして、本省事務の管理というふうなものには、自然に事務家が多くなると、これはやむを得ないと思ひます。が、そうじゃなくてもそのほかの技術に必要のあるような事務というものにつきましては、それぞれ技術家が重用されてその職についておる、こういう状態になつております。

○海野三朗君 今適材適所とおつしやつたけれども、根本が技術を軽視するといふ形になつておる。技術の方を重んじないといふことが、私は原因だと思ひます。それでありますから、地方のこの炭鉱の問題にいたしましても、技術の経験のある人が本省にいないから、ただ事務的にばかりこれを処理していられるから、自然そういう結果になるのじゃないかと思ひます。長年の間つまり事務尊重でもって技術軽視の傾向があつたために、そういうことが出てきておると私は考えますので、その点については特に通産大臣が意を用いて、この技術を尊重していただかなければならぬといふことを、私は要望いたしまして私質問をこれで打ち切ります。

○委員長(松澤兼人君) 一時まで休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時三十九分開会

○委員長(松澤兼人君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

合成ゴム製造特別措置法案を議題といたします。

本案につきましては、先日、詳細内容説明を聴取いたしましたので、本日はこれより質疑に入りまします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○加藤正人君 こういう合成ゴムの必要性がだんだん強くなつて参りましたので、御説明にもあつたのですが、天然ゴムの生産量は、今後増加する見込みは全然ないのであります。どうか。

○政府委員(齋藤正年君) 御存じのよう天然ゴムはゴムの木から採取するものであります。そのゴムの木を植栽をいたしまして七年ないし十年くらいたたないと採取ができません。したがつて、それから大體樹齡二十年くらいになりますと、もうほとんど取れなくなつていくと、結局ちやうどその年齢の木が現在どの程度あるかといふことがわかるのであります。が、ちやうど現在その時期のものは、戦争中及び終戦直後の時期に當りまして、いろいろ政治的な不安定があつた関係で、新しく木を植えることを怠つておりましたために、非常に少い。従つて今後当分の間は新たにゴムの供給を増加する見込みがないといふのが、國際ゴム研究会と申します國連の下部機構の需給に關する研究団体がございまして、毎年會議をやつておりますが、その結論でございまして。

○加藤正人君 そういう權威ある機關の研究なら、確實性は確かにあります。それで、そういう研究がありまし

ても、合成ゴムまで作つてやらなければならぬ、また、しかもその合成ゴムを作る工場を作るにも、なかなかこれがベイスすることはむづかしいといふ意味で、こういう形式の会社を作らざるを得ない。そうなりますと、これに頼むを得ぬけれども、こういう場合はやむを得ぬけれども、しかしこれほど需要があるものが、そういう事情で一時逼迫しているというなら、世界の企業者といふものは、必ずそういうものに對するインベストがさかんになつて、この会社がでる上る時分には、方々の増産計画が本格的になつて、案外これが四万五千トンもできる時分には、天然ゴムも、相当方々の増産計画もふえてつたことになつて、そういう事態に及んでしようか。

○政府委員(齋藤正年君) 天然ゴムにつきましては、先ほど申しましたように、産地がマレーとインドネシアに限定されておりますことは、御承知の通りであります。依然として政治的に非常に不安定で、従来ゴムの生産はほとんど外國資本に依存しておりました関係から、その地域に對する投資というものは、まずあまり望めないようなことになつておるものであります。ただ、合成ゴムにつきましては、各開とも増産計画をやつておりました。ただ、この前の概算説明で申し上げましたように、他の國はほとんど自分の國の所要原料を自給する、せいぜいその程度でございまして、米國あるいはカナダあたりであります。米國あるいはカナダあたりが恵まれておりましたら、相当の増産しようと思ひます。た

だ、今まで知り得ました限りでは、この数年間の伸びを予定しますと、どうも足りないといふこと、この会社がスタートいたしますところまでに余るようなことにはならないと、これだけは確實に申し上げられます。

○加藤正人君 昔はなかなかアマゾン流域のゴムの木といふようなものをそこに移植できなかった。たとえばロンドンのキュー・ガーデンにあるマザー・オブ・ラバーといふようなあれは、何か種をとつて、大きな荷物にしてわざわざカムフラージュしてマレーに持つてきて繁殖をはかつた。今日にはもうそんな心配はなくて、自由に方々に移植できることになつて、こういう時代ですから、そして先ほどゴムの投資家は、大い外國人だと言われたが、日本人もずいぶんたしかゴム園を持つていたように思ひます。今はなくとも手軽にできる仕事ですから、それは僕らはばかにできぬと思ひます。こういう自然的に増産されるものは……、何かこういう計画を見ると、永遠に天然ゴムはあつていけない運命のようにこれに響いてあるけれども、それは國連の何とか機關でやつても、それは國連の何とか外國人のやることばかり尊重するくせがある。常識で考えても、私はこんなものにばかり頼るのは心配だと思ひますが、そういう点いかがでしようか。

○政府委員(齋藤正年君) ごもつともでございますが、今までわれわれの知り得た限りでは、そういう大きな増産を期待することはできない。現在これは世界的に見ましても、また天然ゴムの方が使用数量は多いのでございまして、世界全体の消費二百八十万トン程

度のうち、大体百八十万トン程度が天然ゴムでございまして、その方が多いのでございすけれども、今後の増加は先ほど申しましたような状況で期待ができません。もちろん、御指摘にありましたように、ゴムは南米が原産でございまして、南米辺りで生産するということは可能でございすけれども、また、戦争中米國が試験的にやつたというような点もございす。ございすけれども、今までのところ商業的に見ますと、ネガティブに近いというふうなものでございまして、従って天然ゴムの方はどうも新規の増加を期待できません。それから合成ゴムにつきましては、これはこういう化学製品でございすから、どんどん新しいものができて参りますので、その辺の事情に対する不安もあると思うのであります。天然ゴムの増産は、これからは相当困難というふうな考えられております。合成ゴムの増産につきましても、先ほど申しましたように、これは米國等では今後さらに増産しようと思えば、可能性は十分あるわけにございすけれども、今までにわれわれが知り得た範囲では、そういう計画はまだ十分足りるほどの計画にはいつておらぬということでありす。

○加藤正人君 昔、戦争中陸軍の職備課から私と、それから今のブリッヂストンの石橋正二郎君に、一緒に合成ゴムを作れという命令をされたことがあります。それで一時われわれがこの工場で作るかということ、石橋君と二人で方々踏査した、そういう経験がある。そのときに技術がないというので、当時満州におった某氏、ある博士を石橋君が連れてくる。ところがほと

んど事実無理のような話であつた。今日はこの会社はどういう技術を用いて製造に当られるのですか。

○政府委員(齋藤正年君) 御指摘のよう戦争中は日本でも軍需品として若干合成ゴムを作りましたことは、御承知の通りであります。ただ、当時は軍需品でございまして、規格等にはあまり問題にならない、しかも量的にもごくわずかなものを作つたわけでありす。この法律で計画してあります会社の事業は、合成ゴムの中では最も一般的に使われますGRSとか言われておる種類をやるわけにございまして、結局こういうものはすでに米國が戦争中から十数年、まあ固着として技術を発展して参りましたので、全くすでにいう大量生産の技術というものは確立をいたしております。従つてこの会社がやります場合には、そういうものを買つてやる方が、はるかに便利でございすので、ブダジェンの製造からゴムの合成段階まで全部外國の技術を買つてやる予定にいたしております。

○阿具根登君 資料に出ておるかも知れませんが、私も今まで通産省では化学工業振興法、あるいは基礎化学振興法、こういうようなことが計画されておるといふことは、聞いておつたわけなんです。が、本国会も非常に末期になつてから唐突としてこの合成ゴムの法案を出された。これは一体どういふ理由があつたのか、今これをこの国会の末期に、しかも、法案の内容は非常に私どもが納得のしがないような法案の内容で出されておるといふことになれば、どういふ理由があつたのか、

政治的な何か原因があつたのか、それともとて広範なものを考へておられたけれども、まあ、国会も末期になつてあつて出されたのであるか、そういう方面の説明を一つ詳細にお願いいたします。

○國務大臣(水田三喜男君) この法案は、すでに通産省といたしましては昨年準備されておつたものでございまして、今年度になりましてから日本の生産計画と見合つてどうしても……、ほかの物資は國內の増産で足らなければ輸入で置きかえるという手があるのですが、今局長が言いましたように、天然ゴムは不足であるし、そうかといつて合成ゴムの輸入というものはできない、しかも日本のゴムの消費量の年々の伸び方から見て、今これを放置しておいたら四、五年先に想像される不足量に対処できないということ、こういう種類の措置によつて合成ゴムの製造を始めたというので、構想や何かはもう全部昨年準備されておりました。私がその法案を引き継いだわけでありす。そこで問題になつてきましたのは、政府内部でまだこの種の問題があるだろう、将来國家が手を貸して資金援助をやつて育成すべき新規産業というものが、今後まだ出るかもしれない、そうだとすれば化学工業の振興法というふうな、もう少し総合的な法律を作つておいて必要が出た場合に、この法律によつてこういう合成ゴム製造事業というふうなものがやれるようにしたという意見が、政府内部の一部から出しましたこと、それから各國の例を見まして、みんな國家資金で最初を育成をやつておる、そうしてこれがベイスになるようになったら民間にそれを

渡すとか、いろいろなことをやつておりますので、日本の現状から見まして、何かの形で政府資金の援助がなければ、この種の新興産業はできないという結論で、結局それをどういふ形にするか。日本開發銀行に出資機能を与えて、そうしてとりあえずこの問題の解決をはかるという意見と、もしこの構想で新規産業を育成するといふなら、むしろ政府の産投會計の中から出資して直接政府資金を出資してやつて監督も厳重にするというふうな形でやる方が望ましいのじゃないかという意見が、政府の内部からまた出まして、最後にこゝまで来るまでに、政府内部の意見調整が非常にひどつたという結果、国会提出がおくれた。こういういきさつでございまして、急速にこれを国会に出したわけではございません。相当前からの懸案で、去年あたりにも構想がきまつておつたものと、こういういきさつでございす。

○阿具根登君 去年あたりからきまつておつたものが、政府内部の意見調整のために非常におくれたのだと、その理由はわかりません。しかし、政府内部でさえも意見のまとまらなかつたのを去年からきまつておつたのか、計画は全部できておつたのか。政府内部でさえも今国会の末期になるまで意見が調整されなかつた。これを今度は今国会の末期になつて唐突として出されて、そうしておのおの性格の違つたこの議院に審議して今国会にあげろ、こういうこととございすか。そうすれば自分たちの同じような立場にある方々でさえも、これはこんなに問題があつたのだと、あるいは私たちの意見としてはこ

ういふものは國家がやるべきであつて

政府が直接なぜ資金を出さないのか、こういう意見もあるでしょうし、あるいはほかの方はこういうものは民間にやらすべきである、こういう意見もあると思う。そうすると、これは政府内部のわずかの人間でさえも、こんなにまとまらなかつたものが今国会でこれはまとまるかどうか私は疑問を持つたのですが、その点はどういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(水田三喜男君) こういう合成ゴム製造事業というものの踏み切りが必要であるということについては、もう政府内部には異論はございせんし、問題は産投會計というふうなところからの投資なりしてやつたらいいか、あるいは國家の今年度始めというとしております開發銀行の出資という形でやつたらいいのかというのが通産、大藏兩省でいろいろ検討にひまどつたところでありまして、いずれにしろ、政府資金を出せる道を開こうということについては、政府内部は意見の対立はございせん。技術的な問題でひまどつたということにございすので、問題がもっと複雑なところにあるようでしたら、短期間に御審議をわすらすというところは非常に恐縮でございす。問題は今のよう技術的な問題だけでございすから、何とぞ一つ御審議をお願いしたいと思います。

○阿具根登君 局長にお答えを願つてけつこうですが、ただ、この法案だけ見ても、この事業の計画、これは提出するようには法案にはなつておるが、先の見通しが私にはわからない。一体十億ですかの開發の融資をやつてこれを作ろうと思つておられるか。年次計画はどういふふうにお考えをおられるか。

七

とか、加重とかに耐える力があるのだから、そうでございまして、大体重トラックのタイヤは、米國でも、米國では、天然ゴムに比べまして合成ゴムがかなり安いのでありますが、なお天然ゴムが使われてゐるという状況でございます。ただ耐久性から申しますと、これは用途にもよるわけでございますけれど、むしろ合成ゴムの方がよろしいという状況、特に薬品に対する耐久性と申しますか、そういうふうなものは合成ゴムの方が若干工合がいいという状況でございます。

○阿具根登君　ただいままでの質問によりまして、天然ゴムよりも合成ゴムの方が生産においてその費用が安いし、使用においては技術が進んだせい

か、逆に合成ゴムの方が耐用年数というか、それが高いのだ。こういうことになれば、これは当然合成ゴムというもののは考えられなければならないのであって、かえって逆に言えば今日出されるのはおそきに失するのではないかと、こういうような考えも持つものでございしますが、それだけ世界の需要状況から見ても、日本の経済の伸びから見ても必要である、必要欠くべからざるものであるとするならば、どうしてもこういうような変則な、たとえば一年間の間は開銀から融資をしてもらうのだ、一年後にはまた変えてこれを国で融資するのだとか、出資するのだとか、こういうような変則な形になったのか、それが私にはわからないのであります。その点一つ。

○政府委員(齋藤正年君) これは政府で助成をしなければならぬという点は、要するにこの前の一般説明で申し

ましたように、非常に使いにくいとい

う関係から、特に日本のように全体のゴム消費の中でタイヤの需要が比較的割合が少く、一般中小業者の多い難用途にゴムの向けられる場合が多い国におきましては、特にこれがまあ欠点になっております。そういう観点から、われわれは天然ゴムの平均価格よりも安い、少くとも輸入のCIF価格程度にはしたい、それが二百二十円、キログラム当りでありますが、そういうためには、どうしても政府の出資をしてもらわなければならぬということであります。そのことと、開発銀行の出資にいたしておきまして、来年度それを政府出資に切りかえるということとは全く関係がございません。その点は先ほど大臣からも御説明申し上げましたように、本年度はたまたま最終的に政府内部の意見調整ができましたのが、予算がすでに国会の御承認を得た後であったものでございますから、本年度限りは開発銀行出資にした、しかし、その結論におきまして政府出資にすべきものだというになりましたので、来年度は政府出資に切りかえるのだということにただでございまして、来年度に於いてこの援助の性質が変るといふことではございません。

○阿貝根登君 最近には、戦後外国の技術が入って参りまして、乏しい日本の資源の中でできないので、原料をほとんど外国から入れて新しい産業が起っておりますが、たとえば石油化学等につきましても相当の進出をしております、相当伸びておる。ところが、どこを見ても相当資金に悩んでおるようである。しかも、これが一つの何というか、一工場、一会社の持ち物でやっておりますという事で、非常にこの伸び方が

がおそい。こういうようなことも聞いておるのです。そうすると、そういうやはり科学の先端を行くようなものに対しては、比較的政府は冷たい態度をとっておられるが、こういうのに対しては、こういう非常に新しい行き方です。これはどういふ関係があるのですか。

○政府委員(齋藤正年君) お話しのようには、石油化学工業の中で特に総合的なもの、あるいは基礎的なものは、非常に資金もたくさん要りますことは、御指摘の通りでございます。ただ、現在までに計画されておりますものは、みな会社の計画によりまして、たとえば現在相当潤のいい値段で売られていふもの、たとえばポリスチレンというふうなプラスチック類でございますが、こういうものは新しい商品でございます。それだけに、現在相当いい値段で売られております。そういう比較的有利なものを事業の中に、計画の中に盛っております。それを収益源にして、全体の計画がバランスがとれるように考えております。その点がまた事業の規模がスタート当初から全能力生産ができるようになっております。それは現在相当すでに輸入需要のあるものを代替するといふもので、しかも、その輸入需要がそれぞれの会社の計画を全部合わせても、その完成時に予想される需要を大幅に超過するということがないような、そういうものでございすから、一応現在出されました各会社の計画ではみなペイするようになっております。この合成ゴムの計画は、これはどうしてもコストを下げますために、大規模の設備でやらなければならぬ。ところが、大規模の設備でスタートいたしますと、スタート当初は、それだけの需要がないので、どうしても赤になるという事で、それで一つこの計画には、どうしても突っ込んだ政府援助が必要だということになったわけでございまして、ほかの化学工業でも、どうしても日本で国産化をやらなければならぬ、しかもそれについてどうしても採算が立たないもの、だということになれば、それはやはり政府としては援助方を考えなければならぬものだと思います。ただ、出資までやるかどうかという点、これはやはりそういうケースの場合には一々国会にお諮りするのがしかるべきではないかということでございます。

○阿部竹松君 一、二点お尋ねいたしますが、実は今まで百五十日間審議して参りまして、上げた法案はほとんど政府が出資するものは、特にでありまして、通産大臣の許可を要するということが書いてございまして、これにあらゆる条項の中に通産大臣の許可を要する、こう書いてあります。従って、今までは農林省で多岐島事件が起きたり、あるいは全購運の事件が起きたり、国鉄で問題が起きたりするもの、あまり最高責任者の仕事は過重であるから、十分に目が届かぬということ、どうも仕事が多岐にわたるのではありませんか。従って汚職などができる、監督が完全に行き届かぬ、こういうように私は判断するわけです。昨日の東北興業株式会社の出資等について、私は大いに意見があったけれども、日本国内で一番東北がおくれておるといふところで、涙をのんで賛成し

たわけなんで、これも見ると、これは行政の主務大臣ですから、当然かもしらぬけれども、これも通産大臣がやはり権限を握っておられるようである。従って通産大臣はあらゆるものとにかく関与して、監督して、責任をおとりにするのにはけつこうであるけれども、今度は政務次官がお二人になるんですからこれはいいかも知れませんが、それでも、なかなか通産大臣の目が届くかどうかというところに私は疑問があるわけです。そこでこの百四十億を必要とするとございすね。これも政府が設備資金の調達を限定してとか、あるいは確保に努力する、こういうことが内容にありますけれども、開銀から出すのはわかりました。しかし、どこからあと残りの金を持つてきて、そうして百四十億にするのか。こういう具体的なことについて一つお尋ねしたいのですがね。

○政府委員(齋藤正年君) この設備資金は、御指摘のように建設期間中の経費、利息等も入れますと約百四十億でございます。そのうち今御説明いたしましたように二十五億を政府資金及び民間の資本で出資いたしまして、残りを大体半分を開発銀行から六分五厘の特別低利で借りることにいたしております。そうしますと、あと六十億くらいを民間の資金が要ることになるわけでありまして、これは普通の民間銀行、特に長期資金銀行あたりから借りることになると思いますが、先ほど御説明しましたように、第一年度は大半が出資金及び開発銀行の資金でまかないますので、第二年度以降が主として問題になると思いますが、今のところは十分見込みがあるというふうにわれわれ

は考えております。それはやはり政府資金が出資いたしました会社でございすから、銀行等にも十分まあ信用ができて融資を受けやすいようにわれわれは考えております。

○阿部竹松君 そうしますと、局長にもう一つお尋ねいたしますが、その御答弁はプラン・ペーパーですか、それとも開発銀行にお話をして話が成り立つておたり、場所はどこにするとか、原料はどこから持つてくるとかという具体的な話はあつたわけですか。どうなのですか、その点は。

○政府委員(齋藤正年君) これはこの法案をききます際に、大蔵省、開発銀行とも十分相談いたしまして、今申しました出資の点、それから出資を除いた全所要資金の半額程度を開発銀行の特別低利でまかなつてもらうという点、これは大体話がついております。それからこの具体的な建設の計画でございまして、これは当然この会社の設立の形態から申しまして、会社が完足いたしましたから民間側で計画を立てるべき問題でございまして、まだまだわれわれの方として、どこにどうというふうな具体的なことをきめてはおられないわけでございます。

○阿部竹松君 その次にお尋ねいたしますが、代表取締役の選任とか、監査役の選任の決議を通産大臣が許可しなければならぬように私は解釈するのですが、そうすると、その決議するものは通産大臣のいかんによつて左右される、こういうふうな解釈になつてもよろしいわけですか。

○政府委員(齋藤正年君) これはお話しのとおりでございます。こういう特殊な会社の監督、役員、監査のことにつ

尋ねたいしますが、今の委員長のお話ですと、本日はまい取り運んでいふこの議事の取扱いの方法というものは、昨夜の委員長理事打合会の申し合せの通り進んでいる。突っ込んで言え

ば、こういうふうな取扱いを、与党理事も全く了解していると、かように了解をして正しいものであると、こういうことでございませう。もつと突っ込んで言え、いわば中小企業団体の法について格段の与党理事よりも申し出もないし、従って昨夜の委員長理事打合せに沿った議事が何の支障もなく、きわめて事務的に委員長の手によって進められているのであるという、かように了解して差しつかえないわけですか。

○委員長(松澤兼人君) その通りです。数日前には団体法といひますか、組織法の審議にかかっていたのだというところを、与党理事諸君からお話がありました。それで御承知のように参考人と呼ばして参考人の意見を聴取いたしましたわけでありませう。昨日の委員長理事打合会では、団体法を先に審議していただきたいという御要求は全然ありませんでした。

○相馬助治君 わかりました。

○小幡治和君 今それぞれの理事の話でそういうふうになったということなんです。私はその解釈として、あくまでも自動車競技法並びに今の放射性同位元素及び合成ゴム、そういうものを順次質疑をして、順次それに対する処理をして、そうして早く中小企業団体の法に入り得る時間があれば入っていく、そうしてその順序を、中小企業団体の法を最後にして、そうしていろいろなそういう法案というものを

早く審議して、処理していく、こういうことに解釈しておるのであります。それでよろしゅうございませうか。そういう解釈で委員長よろしゅうございませうか。

○委員長(松澤兼人君) 私が申し上げましたのは、取扱いの順序を申し上げたのであります。その並べました順序に従いまして一つ一つ採決して、採決が済んでから次に移るといふ申し出は聞きませんでしたし、私はさように了解しております。しかし、質疑が大かた風きたと考えられる場合には、その都度やはり両派の理事同士で打ち合せて、この程度に來たらもう上げてもいいのじゃないかということをお通りきめになります。委員長のところに御通知があるということが、これはまあ従来の慣例でありますから、私は何かさういふお話があれば、その取りに取らねえかと思ひます。昨日の取りに取らねえかと思ひます。昨日の取りに取らねえかと思ひます。昨日の取りに取らねえかと思ひます。

○小幡治和君 そうすると、結局中小企業の前で、大ざっぱに言えれば三つの法案があるのですが、この三つの法案について採決しないで、とにかく質疑だけをやっていくということで、採決というものは、結局考えてない、今のところ、理事から何か話があるまで考えてないということだ。要するに質疑だけをやっていくというふうなことを、なぜ中小企業団体の法だけを残したのか、採決をして順次片づけていくなら、これは理屈が合いますけれども、採決しないで、ただ質疑だけしていく。要するに各法案を全部質疑だけして、そうして採決は、意見が

まとまったときにやっていくというふうな、なぜ中小企業団体の法案だけ残していきのかというふうに思われるのですか。

○委員長(松澤兼人君) お答えします。議事の順序をおきめしましたときに、先ほど申しましたように、一つ一つ上げていたのだ、上げましたというお話がなかったものであります。そうして一方、反対に言いますと、団体法案については、特にその前に差し入れてもらいたいというお話もなかったものであります。それで、私はただ質疑を行つたり来たりして、採決をしないという考えでは毛頭ありません。この点は大体皆さん方ごらんになって、質疑はもう質疑はやめてもらつたらどうだという御意向があれば、そこで一つ一つの採決について御相談があるはずだと思つております。

○阿部竹松君 もう十分か二十分たてば本会議が始まるわけです。そこで当委員会から四名か五名の方が、新しく常任委員長になられて、今度始まる本会議で指名をされるわけで、当然その人たちは、議長指名と同時に、起立してごあいさつされるということでもあります。そのときはやはり二十分か三十分かわかりませんが、休憩していただくたい、こういうふうなことを考へるわけです。従いまして、私はこのまま両方の理事さん同士で話し合ひがつくのであるならば、今ここで休憩して、その間に十分に、法案が十ほどあるんですから……。しかしながら、何ば会期が迫つたといつても、われわれは議員として、十分審議しなければならぬものは審議しなければならぬわ

けです。時間がなければいい、このみで法案を通すわけには絶対にない。従つてそれが大切であるか、それが継続審議していかかという話し合ひができれば、そこで話し合ひをしてもらつて、それで一度軌道に乗せて審議をしていく。もうあと九時間ばかりしかございせんから皆さん方の御了解がいけば、實際きめて、おそれく本会議はいつも待つておつて、法案が一つ上つたら一つ、二つ上つたら二つやうなことであらうと思ひますので、そういうことを自民党さんも緑風会さんも御了解できれば、ここで休憩して本会議に臨んで、その間に理事同士で十分打ち合せていたのだ、いま、このままの状態であるということ、時間的には僕は大きなロスを取つたというふうに考へますので、一つ諮つていただきたいと思ひます。

○委員長(松澤兼人君) ただいま阿部君から、本会議になりますので暫時休憩して、本会議は、雙頭に委員長の交代があります。その前に、今後の取扱について十分理事の間で話し合ひをしていただき、本会議で委員長の交代が議決されましたら、その直後にまた委員会を開いて、御相談の結果の順序、手続に従ひましてこの審議を促進していくということよろしゅうございませう。

○西川弥平治君 私は今の提案に対しては、決して反対するわけではありませぬ。ありませんが、今出ております委員長と、それから委員の方との今までの打ち合せのことのそこを来たしておるようなことは、これは名委員

長として交代なさる松澤委員長に対してはつきりしておいた方がいんじやないかという感じがいたします。私は今休憩に不賛成するわけではございせんが、そういう点委員長どうお考えになつて、いまいしょうか。

○委員長(松澤兼人君) 私は、近藤君は理事です。これまでの議事の運び方は、全部近藤君の御援助といひます。協力によつてきたんですから、委員長の方針も、委員会の運営の方針も、私と近藤君との間には、何らの意見の相違はありません。それで、近藤君としては、私の方針というよりも、委員会では、これまでの瞬間まできめられた方針に従つて、今後の運営は近藤君はやつていくであらうということを確認しております。

○相馬助治君 与党理事の西川さんのお言葉ですが、全く賛成です。そうしてこれは委員長が交代しようとうとうと、委員長理事打合会においてきまつた線があれば、これは生きていくんですから、これは忠実に実行されるは、大体委員長が變つても、變更して困るような何がきまつてゐるんだというのを聞きたいんです。何もきまつていないじゃないですか。先の見当もつけずにやらざるを得ないやうな形じゃないか、こういうことを聞きたいんです。御案内のように、常任委員会の委員長は、非常に高い權威を持つてゐるけれども、議事扱いについては、委員長理事打合会が各派交渉会のような意味合いにおいて、その基本をきめて、そのワケ内においてこれは委員長が取り扱つてゐるわけなんです。です

から、そのワク内において松澤委員長は非常に忠実に扱っているわけだ。次に予定される委員長も、おそらくそういう点でも忠実であり、公正なんですよ。私はその委員長に問題があるんじゃないかと、委員長理事打合せがもつと積極的に、しかも、具体的にどういうふうな打ち合せをしているだろうというところについて、いささか疑念があったのでお尋ねをしたのです。

○委員長(松澤兼人君) ですから西川さんの御心配は何もないと思いますから、委員会は一体ですから、委員長が変りましたも、これまで取りきめになりましたことは、その通りやっています。……よろしければ、暫時休憩いたします。

午後二時四十七分休憩

午後七時五十八分開会

○委員長(近藤信一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事に先だち一言ごあいさつを申し上げます。

本日新任委員長の改選がございました。はからずも私が委員長に選任されたのでございます。私は浅学非才でその器でないのですが、皆さん方のあたたかい御支持と御協力によって、円滑かつ公平なる委員会の運営に当っていきなすと思っております。

前委員長は非常に温厚篤実な委員長でございましたが、私も前委員長並みに一つ皆さん方の御支持によって、私の今後の運営に御協力をお願いいたします。私のごあいさつにかえる次第でございます。どうぞよろしく。(拍手)

○松澤兼人君 先ほどの本会議におき

まして、委員長の交代が行われまして、新しい近藤委員長ができたのであります。私約一年にわたりまして、商工委員長といたしまして皆様方に御援助いただきましたことを、非常に愉快な思い出としております。超党派的にきわめて円滑に運営されるというこの商工委員会の中にありまして、私のとき、まことに未熟な者が、皆様と一緒に議事の運営をして参りましたことは、皆様方の御協力のたまものと厚く感謝申し上げる次第でございます。ただ、まことに新委員長及び同僚の委員諸君に申しわけないことは、議事のふなれのために、会期末に多数の法案を残して参りましたことでありまして、私の非常に心残りになっておりますが、新委員長のもとにおきまして、委員の御協力をいただきまして、無事に所期の目的を達成することができまするならば、せめてもの喜びであると存じます。大へん御好意賜わりましてありがとうございます。(拍手)

○委員長(近藤信一君) それでは、委員の異動について御報告いたします。本日付をもって阿具根登君が辞任され、その補欠として小林孝平君が委員に選任されました。

以上御報告いたします。

○委員長(近藤信一君) それでは次に、理事の補欠互選を行います。本日阿具根君の委員辞任、私の委員長就任に伴いまして、理事に二名の欠員を生じたのであります。その補欠互選につきましては、慣例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(近藤信一君) 次に、休憩前に引き続き放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案を一括して質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次発言をお願いします。

○海野三朗君 この二法案を審議する前に、原子力基本法というものがあって平和オンリー、平和だけに用いるという基本法をこの前国会において制定した。ところが、過日岸総理大臣は自衛と立場であるならば原子力も差しかえないというような答弁を国会でなされた。で、私はそれは非常に遺憾であると思うのであります。國務大臣としてどういふふうにお感じになられましたか、その御所見を承わりたい。

○國務大臣(宇田耕一君) 憲法九条の規定しておりますこと、原子力基本法によつて、その憲法九条の中において別途の制限を加えておるその法律の相関関係につきましては、要するに水爆、原爆等の被害を伴うような原子兵器は、これをわれわれは持つてはならない、また、本日は総理大臣より直接政府の方針を發表いたしておりますが、オネスト・ジョンであるとかその他誘導弾兵器のごときものは当然これは持つべきでない、こういうふうな解釈をいたしております。従つてそういう方面の研究あるいは利用等は、この原子力基本法に当然触れるものである

と解釈いたしております。ただ、兵器というこの概念が明確でない点があります。たとえば機関車でありましか、あるいはトラックであるとか、その原子力を使つてこれを稼働せしめる場合に、そういうものが兵器として当然われわれは考えなければならぬかどうかというところにつきましては、今後の新法に待つて、必ずしもこれを基本法に抵触するものとのみ考え得ないものもあるのじゃないか、基本法にいわゆる平和目的と書いてありますが、平和目的というものに抵触する兵器の概念というものは、はなはだ未確定なものであると、こういうふうな考へております。従つて原子力基本法の精神から申しますと、兵器ないしその研究、利用等につきましては、別に立法をするのが適當であろう、こういうのがわれわれの見解であります。

○海野三朗君 どうも大臣の御答弁を伺つてみますと、どうも私はふに落ちないのではありません。この原子力基本法という建前からすると、防衛力があるというおのずからこれに限度があるというふうに思ふ。で、この原子力を利用するということは、自衛力にもおのずから限度があつて、自衛力にもおのずから限度がある。……知らず知らずのうちに軍備の方向へと進む危険性が多分にある言葉を岸総理が言われたのであります。それに対して、閣僚の方々が一体どういふように考へておられるか、どうもその御答弁が私にははつきりしないのであります。が、原子力基本法というものは、ここにちゃんと平和的にのみ使うのであるということがある以上、防衛力に使うかもしれないというふうな口吻を漏ら

されたのは、あたかもしつぱを出されたような感じがするのであります。この辺いかがなものですか、もう少しはつきりした御答弁をいただきたい。この基本法があるのに、防衛力の範圍でどういふ云々と言つて、そこにすでにどこかがあるかと私どもは考へるのではありませんが、私ばかりじゃないんです。國民もおそらくみんなさうです。将来折もあつたならば、防衛々々だと言つておつて、折があつたならば、これをやつつけなきやいけなから、防衛力と単に言われまされども、こういう際はどうかですか、日本が今他国からして爆弾を持ってきた日本が荒されておる、そういうときに敵の軍事基地が向うにある。その軍事基地がわかつた際には、防衛力だからといって、そういうところにこちらの方から原子爆弾を持つていって、その軍事基地をたたきつけるということも考へられる。でその自衛力の限度はどうであるかということ、過日の予算委員会においても私は質問しました。が、岸君はごまかしておられた。これは私は正しいやり方ではないと思ふのであります。閣僚のあなたとして、いかがお考へになりますか。自衛力にも限度があつて、他国から侵される場合には、これを防がなければならぬ。そういうときにはこれはいつばな交戦であります。そういうことを思ひますと、この原子力基本法というものは踏みじられたことになると思ふのであります。いかがでございますか。

○國務大臣(宇田耕一君) 兵器というものの概念が非常に明確な欠点があります。従つて兵器の中で、たとえば

と解いたしております。ただ、兵器というこの概念が明確でない点があります。たとえば機関車でありましか、あるいはトラックであるとか、その原子力を使つてこれを稼働せしめる場合に、そういうものが兵器として当然われわれは考えなければならぬかどうかというところにつきましては、今後の新法に待つて、必ずしもこれを基本法に抵触するものとのみ考え得ないものもあるのじゃないか、基本法にいわゆる平和目的と書いてありますが、平和目的というものに抵触する兵器の概念というものは、はなはだ未確定なものであると、こういうふうな考へております。従つて原子力基本法の精神から申しますと、兵器ないしその研究、利用等につきましては、別に立法をするのが適當であろう、こういうのがわれわれの見解であります。

われわれが自衛をするために飛行機を用いる場合に、飛行機のエンジンが原子力を使うという場合の飛行機も将来現われるかもしれない。そういうふうなエンジンを使わなければ新しい防衛体制がうまくとれない、こういうふうな場合には、われわれはそういうふうなエンジンを用いた飛行機を排除するということになるのか、これは受け入れて差しつかえないというものになるのか、この原子力そのものの発展の前途を考えますと、必ずしもここで原子力の基本法にいう平和目的という文字の解釈上非常に抵触するものかどうか、これはなお疑問の点があると申しております。従いまして、ただいまの段階におきまして誘導弾であるとか、その他の水爆、原爆等のものを日本は持つ考えは全然ありませんし、また、これを日本に持つてきてそうして日本において保存をするということも、全然これは排除する、こういうのがわれわれの政府の統一した基本方針でありますから、そういう点におきましては、ただいまのところはこれに対する考慮を払う必要はないとこう考えております。ただ、将来どういうふうなものか原子力の利用の途中において現われてくるのか、それが果して原子力の基本法に抵触するものであるかどうか。そういう点につきましては、この原子力の利用の前途というものが非常に見きわめがたい現状でありますから、従ってはっきりしたことを、ここで規定することは困難であるとういうふうな思っております。ただ、ただいままでに言われておる水爆でありましか、原子弾頭でありますとか、いろいろの殺傷兵器をここに持つてき

て、そうして原子力基本法とそれが全然抵触しないものである、こうは考えておりません。

○海野三朗君 二、三日前の新聞に出ておりましたが、米軍の練習飛行機が盛んに墜落をいたします。これは日本にすでにそういうものを持ち込んで、この原子爆弾、水爆の演習をやっておるのではないかとということが見えておりました。普通のことでありまして、飛行機が幾ら飛んだって、そう米軍の方が墜落するはずはないのであります。ところが、この軍機秘密の保護法というものがアメリカの方では厳重に守られておるので、すでに日本には原子兵器を運んでおるかもしれない、そういう点に対してはいかようにお考えになつていらつしやいますか。向うから運んでおるといふことを言うたならば、言うた人が罪になるのだから、そういう点から考えると、どうも私もあの飛行機でもって訓練をやつて、そうしてその米軍機が墜落したといふことを聞くときに、ぞつとすのんです。そういう練習をやつておるのではないかとこう思うのですが、どうなのですか。

○國務大臣(宇田耕一君) そういう点については、全然われわれは報告を受けておりません。また、そういうことはないと思つております。もし、そういうことがあつた場合には、それは拒否するといふのが政府の方針で決定をされております。

○海野三朗君 これはもうそういうことを日本にさらに交渉せずと、そういうふうな練習をやつておるといふことがわかつたときには、どういふことをされますか、どういふ申し入れをおや

りになりますか。

○國務大臣(宇田耕一君) その点につきましては、総理大臣もたびたびの機会に申しておると思ひますが、この原子兵器をもつてただいまのいわゆる申されておるような原子弾頭をつけて、あるいは誘導弾、オネスト・ジョン等の類似のものを日本に持ち込む場合には、その持ち込むことに對して、それその方法をもつてこれを拒否するといふことを申しております。具体的な方法は外務省その他で考えておると思ひますが、私は要するにそういうものは日本に持ち込むことについて反対をするといふことの方針を確立をいたしておりますから、その限界まではわかつております。

○海野三朗君 ちょっと私お伺ひしたいのですが、そういう原子兵器をアメリカが持ち込むときには、持ち込みますといふことを日本に通知をするといふことになつておるのですか。原子兵器を日本に持ち込むときは、たとえば原子爆弾などを持ち込むときには、日本政府の許可を得るとか、あるいは日本政府に申し入れをして持つてくるといふことになつておるのであります。か、黙つてするつと持つてきておる場合があり得るのですか、どうなんでしょうか。

○國務大臣(宇田耕一君) 事前に日本に相談、原子弾頭をつけた誘導弾等を日本に持つてくる場合には、必ず協議があるものと、こう思つております。

○海野三朗君 その協議があるものとお考えになつておるのじやなくて、そういうことを日本に持ち込むときには、日本政府から許可を得るとか何と云う規定はないのですか、どうなん

でしよう。

○國務大臣(水田三喜男君) 存じません。

○海野三朗君 それではその方面じやなしに私はお伺ひしたい。この二法案、これはまことに必要な法案であることは存じますが、これはもう必要なことにはきまつておるのです。それですけれども、原子炉については、どうも原子力委員会等の動向を見ておりますと、はなはだ芳ばしからざる方向へ進みつつあるように思ふのです。芳ばしからざる方向とは、何であるかと申しますと、あたかもハイヤーをアメリカから早く買つて、そうしてそのハイヤーの運転を早くやつて、それがあたかも事成功したかのごとく考えておるような方向へ今持つていつておるとだけまねたつて、それは最終の目的じやない。日本で国産原子炉を作つて、そうして国内の燃料をよく調査し、足らざるところはこの燃料を外国から買うという場合もありましよう。あるいは東南アジアからこの燃料を入れるという場合もありましようが、まずその国産炉について研究の第一義とするべきものであると思ふのであります。買つたといふことになるといふと、

ちょっと故障があつてネジ一本抜けても使ひものにならない、ネジはやつぱりその規格に合うネジがないといけな。それでありましか、私はこの国産炉にはもう少し熱意を持つて進めていかなければならぬのじやないか。ところが、原子炉の購入については非常に熱心であるけれども、どうもその基礎研究と申しますか、そういう方面のことがどうも私は片手落ちであるかのように思ふのです。過日あなたのところからお出しになつたあの案を拝見いたしました場合に、藤岡君にも私これをただした。藤岡君はその方面の理学博士であるからしてどう考えておるかと言つと、どうも少しほけておるのですが、その点については大臣はどういうふうにお考えになつていらつしやいますか。もし、外国から購入することだけに重点を置いておられるようではいけないと思ふので、そうでないといふれば、具体的にはどういふ方向へどれほど進捗しておられますか、それをつつお伺ひしたい。あるいは國務大臣並びにその事務当局からも御説明をいただきたい。

○國務大臣(宇田耕一君) 国産の動力炉の完成というものは、われわれの根本の方針でありまして、それに対する熱意は決して低下しておると思つておりません。ただ、国産炉を考へまする場合に、国内ないし隣接諸国等にあるところの燃料、原料をいかにわれわれの技術とわれわれの設備によつてこれを活用するか、活用できるかといふ点につきましては、今までのところむしろそれが生産技術等が非常に立ちあがれていふようにみられます。従つて、ただいま御指摘がありましたような諸

点、特に国産炉を中心とするところの燃料対策、あるいはその燃料に基くところの炉の計画、企画それに必要な技術員の養成、こういうものは一連の今までの経過を見ますと不十分なものがあると、こういうふうに通つておりません。従つて御指摘の点はわれわれも全然これは同感でありまして、そういう点につきましては、十分にただいま盛つております予算の範囲だけでなく、次年度以降におきましても、そういうふうな方面を特に早く解決し得るような対策を立てなければならぬ、こういうふうに通つております。

○海野三朗君 過日インドにおいて原子力会議が開かれた、なぜ日本にもそれを言わないのかという話になつた際に、日本はアメリカばかり向いておると言つて笑つておつた、日本はアメリカばかり向いておるからという話を聞いておると言つておられた。私はアメリカからの原子力、その原子力ではない、それはウランの燃料については、あの炉でいいでありましようけれども、もう少し燃料の種類が變つてくれば、あのアメリカの原子力炉でなしに、その燃料に適した原子力が出てこなければならぬ、こう思ふのであります。私はアメリカの原子力、あるいはイギリスの原子力、それはそのときに出る燃料にプロフィットした炉を彼らは考へておるのである日本特有のものではない、私はないと思う。今申しましたごとく、ハイヤーが入つてくれば、そのハイヤーがちょっと故障すると使ひものにならない、部分品をアメリカから取り寄せなければならぬ、原子力炉もその通り。ちよつと故障ができた、工合

が悪い。それは部分品だからアメリカからまたそれを買わなければ、その原子力炉が使へないというふうなことになるのは困るのではない。大学に原子力講座が五、六カ所できるようなありますが、それについてのさらに予算の裏づけがない、私ははなはだこれが開通つておると思ふ。なぜかれば、何十億という原子力炉における研究の予算をお取りになつたのであるからして、それこそ基礎研究の方にもっと捨て金をなさなければいけないと思ふんです、肥やしです。どうもその点は大学あたりに原子力講座、えらい学者がおつても、その予算の裏づけがないと思ふのですが、そういう点についての國務大臣の御決心を一つ伺いたい。

○國務大臣(宇田耕一君) ただいま御指摘がありましたように、アメリカ及び英國等の先進国はそれぞれの原料環境に応じて、独特のタイプの炉を研究いたしておりまして、その点につきましては、わが國はわが國の環境に應じたような独特の炉を將來ともにこれは検討して、そして名実ともにわれわれの技術と生産設備でもつてこれを解決していくということにならなければならぬと思ひます。それがためには、何といつても一番人間の養成が大事でありまして、御指摘のように少くとも大学の研究予算、基礎の学問の研究に対する予算はむしろ非常に軽微な、少ないものであることは、もう本年の予算をごらんになつてもよくおわかりの通りでありまして、今後はどうしてもこういうふうな、やはり基本からきつめながら、そして環境に合うところの動力炉その他をわれわれは自分たちの手のものにしなければならぬ、こう考へて

おります。御指摘の点は全くわれわれの至らぬところでありまして、次年度以降は十分に注意をしなければならぬ、また、それを積極的にそういう問題を解決していきたいと考へております。

○海野三朗君 大学は文部省の管轄でありましようが、科学技術庁という立場から考へますと、大学にはそうそうたる学者がおられるのでありますから、この原子力の研究の方に十億くらいのお金を一つ割つておやりになるお考えはないですか、そういう学者の頭を動員するということ。

○國務大臣(宇田耕一君) その点につきましては、いろいろの財源は考えられます。政府の責任において支出すべき面につきましては、次年度以降におきまして、本年のように超党派のいき年度の予算の編成には十分な、ただいま申されたような意見を組み入れるように配慮いたしたいと思ひます。なお、そのほかに先般来いろいろの研究に必要な資金の獲得方法も考えられるというところでありまして、そういう面につきましても、なお積極的に配慮いたしたいと考へております。

○海野三朗君 この科学技術庁といひましては、私は原子力というもののだけであれいいいけなかつたと思ふのです。あらゆるプランチに対して研究を進めていかなければならぬのじゃないかというように私は考へるのであります。そういう点についてはいかがでございますか。

○國務大臣(宇田耕一君) 科学技術全般にわたつてレベルが上がりませんと、やはり本格的な、世界的な仕上げ

○海野三朗君 この核原料の物質についての科学技術庁としては、どこまで研究が進んでおられますか。

○政府委員(佐々木義武君) 核燃料物質に關しましては、ただいままでの段階では主として、天然ウランの精製、あるいは加工までの段階を中心としたしまして研究試験所、あるいは科研、あるいは三菱の工業試験所等に依頼いたしまして二年以来研究を進めておるのでございまして、ただいまではそういう成果を集大成する段階に至つておりますので、原子燃料公社を中心としたしまして過去の鍛えました技術をアッセンブルいたしまして精練工場を作りたいという段階に達しております。

○國務大臣(宇田耕一君) その点は御指摘の通りだと思ひます。できるだけわれわれの予算の許す範囲内で、それはこの御心配の点を解決するように努力いたしたいと考へております。

○阿部竹松君 一、二点お伺いしたいと思ひますが、核原料物質ですが、わが國における実況を見ると、相当発展したという意味の御提案がこの前なされ

たい。各大学に物理化学の方面のそういう学者がいるのであります。で、原子力講座を設けることになつたようでありまして、その研究費の裏づけがないので、その研究費の裏づけをしてやることが、目下の最大急務じゃないかと私は思ふのですが、どうなんでしょう。これはもう一年と

いっても、待つていられない。国庫の予備金からでも何でも出して、とにかくこれは研究してもらわなければならぬのじゃないかと思ふのです。今アメリカから湯沸し原子力炉が入つてきたというところで、まあ試験的にこれを動かしてみようという話は、あたかもハイヤーを外国から買つて、それを運搬のけいこをしてみようというのであつて、クリエイトをする、物を創造する、初めて作るということ、クリエイトをするという見地から言つたならば、日本人はそれは模倣です、まねなんでありまして、それじゃいけないのだ。ところが、そういうことを研究し得る頭がないかと申しますと、えらい学者が星のごとくにあるので、ただ、それに予算の裏づけがないから、来年度というふうなことではいけないので、これはもう目下の私は急務である、こう思ふのであります。

○國務大臣(宇田耕一君) 科学技術全般にわたつてレベルが上がりませんと、やはり本格的な、世界的な仕上げ

○海野三朗君 私はもう一つお伺い

たい。各大学に物理化学の方面のそういう学者がいるのであります。で、原子力講座を設けることになつたようでありまして、その研究費の裏づけがないので、その研究費の裏づけをしてやることが、目下の最大急務じゃないかと私は思ふのですが、どうなんでしょう。これはもう一年と

いっても、待つていられない。国庫の予備金からでも何でも出して、とにかくこれは研究してもらわなければならぬのじゃないかと思ふのです。今アメリカから湯沸し原子力炉が入つてきたというところで、まあ試験的にこれを動かしてみようという話は、あたかもハイヤーを外国から買つて、それを運搬のけいこをしてみようというのであつて、クリエイトをする、物を創造する、初めて作るということ、クリエイトをするという見地から言つたならば、日本人はそれは模倣です、まねなんでありまして、それじゃいけないのだ。ところが、そういうことを研究し得る頭がないかと申しますと、えらい学者が星のごとくにあるので、ただ、それに予算の裏づけがないから、来年度というふうなことではいけないので、これはもう目下の私は急務である、こう思ふのであります。

ことになる。画炭のように、四千万リリーぐらいのものでも、発電用に使えるのだから何しろ七千カロリ、八千カロリーの石炭、高級の石炭を要しないのだ、研究の仕方がよければ。その

点についての一つ御所見を伺うこと
と、もう一つは、人形峠から出たウラ

○国務大臣(宇田耕一君) その通りと考えます。そういう線に沿って努力いたします。(笑聲)

○委員長（近藤信一君）他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。それではこれより兩案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。……別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（近藤信一君）御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。
放射性同位元素等による放射線障害の
防止に関する法律案、核原料物質、核

〔贊成者举手〕

○委員長(近藤信一君) 全会一致と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、議長に提出する報告書の内容は、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長（近藤信一君） 御異議ないかと認め、さよう決定いたしました。
それから、西案を可とされた方は、順次御署名を願います。
多数意見者署名

小林孝平	高橋進太郎	高橋 齋	海野 三朗	相馬 助治	後藤 義隆	青柳 秀夫	豊田 雅孝	古池 信三
西川彌平治	加藤 正人	三浦 義男	島 清	阿部 竹松	松澤 兼人	小幡 治和	白井 勇	小西 英雄

○委員長（近藤信一君） 次に合成ゴム製造事業特別措置法案を議題として質

疑を継続いたします。御質疑の
の方は、順次御発言を願います……。

速記中止

○委員長（近藤信一君）速記をつけ
て。

○相馬助治君　ただいま審議中の合成ゴム製造事業に関して、政府資金を投入いたしました場合に、これは一つの形を持った出資の方法だと思ふのです。この種の出資の形態が他にもあるかどうか。そしてこの種の出資が最も合理的であると考えて政府が採用した理由、これらについて承わりたいと思います。

○政府委員（齋藤正年君） 前例は（さ）
いません。電源開発促進法に基きます
電源開発会社につきましては、やはり
開発銀行出資、うち産業投資特別会計
に振りかわりになりましたけれども、
会社の形態は若干これより違っており

ます。それは前にも御説明したかと思
います。この法案成立当時の状況か
らして、こういう形態以外にはとり得
なかった。そういう意味でこれは最も
適当な形態である、このように考え
ます。

どを念のために伺っておきたいと思
います。

○國務大臣(水田三喜男君) 私は最
妥当な形式だと考えております。と申
しますのは、前にお話ししましたよ
うな工合で、一定期間の間、事業が停

しないために、国家が援助する必要あるというものですから、もし、これが採算がとれるというときになつたら、開業銀行なり、国が持っている形式は、民間に開放してしまつて、そして政府は援助を打ち切る、こういう形がとれますので、従つて電源開発というふうなふうに總裁以下全部政府に任命するというふうな特殊会社にした

くても、この程度の形が適當ではな
かと考えております。
○委員長(近藤信一君) 他に御発言
なければ、質疑は尽きたものと認めて
御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(近藤信一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論にうつります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○阿部竹松君 私はこの法案には賛成であります。ただ、賛成ではあります。

社の問題、三番目がこの問題であります。しかしながら、このゴム業を扱

ている人のお話を伺うと、数年前から非常に東南アジアとか、あるいはレー、こういう方面でゴムの生産が常にあふえた。従つて価格も安くなるだろうというようなことで、果して介ゴムの価格と純ゴムとのバランスがれるかどうかという問題が第一点とそれから法案の内容によりますと、府が金を持ち出し、あるいはまた、発銀行に連絡をつけてまた金を貸しやる、こういうような格好になります。その最高責任は当然取締役会長に命權すら持っている通達大臣にある。

のでございますから、金を持ち出すと責任だということを日本政府が負うのではないかとという心配があるわけであります。銚いまして趣旨は非常にけっこうでございますからそういう運用の面つづれかかったゴム会社の重役さん

迎えるとか、そういうことでなしに人事の面にも十分配慮していただて、この本法を施行する際に、特段御考慮を通産大臣にお願ひいたしまて、賛成討論を終ります。

めます。よって本案は、全会一致を
もって原案通り可決すべきものと決定
いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭
報告の内容、議長に提出する報告書の
作成、その他自後の手続につきまして
は、慣例により、これを委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（近藤信一君） 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

それから本案を可とされた方は順次
御署名をお願いします。

多数意見者署名

豊田 雅孝	白井 勇
青柳 義夫	小幡 治和
後藤 義隆	加藤 正人
高橋進太郎	古池 信三
相馬 助治	阿部 竹松
海野 三朗	島 清
高橋 衛	小林 孝平
三浦 義男	小西 英雄
西川弥平治	松澤 兼人

○委員長（近藤信一君） 次に、自転車
競技法の一部を改正する法律案及び小
型自動車競技法の一部を改正する法律
案を一括して議題といたします。御異
議のおありの方は、順次御発言を願
います。

○相馬助治君 ただいま審査中の自転
車競技法の一部を改正する法律案に関
しまして、二、三の点をこの際政府に
ただしたいと思ひます。

まず、この法律の改正の政府の提案
趣旨を讀みますと、射幸心を
そそるこの種の競技ではあるけれど
も、これから上ってくる収益を地方自

治体に、あるいは社会、公共のために
使うということのために、この競技法
を改正して、よりこれを健全化ならし
めたいと、かように述べております。
まことに趣旨はけっこうだと思ひます
が、そこでこの法律の許可範囲にお
いて、施行者並びに新しく生れま
す日本自転車振興会等が社会保障のた
めに、たとえばガソリン対策であるとか、結
核対策であるとか、こういったものに
対して費用を捻出するために、本法の
許可範囲内において何らかの施行をし
たい、かように願ひ出た場合に、一体政
府はどのように指導される御決意か、
この際この点を明確に承わっておき
たいと存じます。

○政府委員（鈴木義雄君） 競輪からの
収益は、機械及び自転車の振興と地方
財政に使われておりますが、実はこの
地方財政につきましますものは、従来社会
福祉とか公共施設に使われているわけ
であります。そこで先般本法を衆議院
で御審議いただきました際に付帯決議
がございまして、競輪の業者は車券売
上高の百分の一に相当する金額を社会
福祉と公共施設のために出資するよう
措置すること、かような付帯決議が
つけられておりますので、私どもとい
しましては、よく関係官庁及び競輪施
行者と相談しまして、かような趣旨に
おきまして、ただいまの御指摘のガ
ンの研究の問題はこの中に入れて考
えるのでございまして、

○相馬助治君 このガンの研究という
うな問題は、かりに手をつけま
すという、これは相当巨額の費用をも
つてしなければ、ほとんど意味をなさ
ない、かように存じます。従いまして
本法によって規定されておるように、

たんだ地方自治体が収入をして、それ
をそのような社会保障のために支出
するという形態をとりますれば、金額の
面においておのずから限度が生じてく
ると思うのです。しかもその施行の方
法をオリムピック費用捻出の方式をと
るか、あるいはまた別途の道をとるか
というふうな点によつて、だいぶ問題
が分れてくると思ひます。政府とし
ては、ただいまの答弁は法の許可限
内において、これらの問題については積
極的に考慮していきたいと、かような
答弁と了承して差しつかえございま
せんか。

○政府委員（鈴木義雄君） 今の御趣旨
の通り、できるだけ善処したいと思
ひます。

○相馬助治君 私は次に、機械貿易
館の問題に関連いたしまして承わ
たいと思ひますが、最初政府は機械
貿易館設立を考慮いたしまして、一
億八千万程度の出資をするといふこ
を發表し、自転車振興会あるいはその
連合会等の協力を求めて事業を進め
て参つたのでありますが、中途で政府
がその計画が挫折いたしまして、私
の調べたところでは、展示室用として
わずかに九百五十万を大蔵省が渡
したという経緯を承知いたしてござ
います。この機械貿易館には、振興会
及びその連合会等より一億二千万以
上の金が出資されておる、その出資
の形態は無利子、無期限、出せ払い
というふうなことで、まことに珍しい
出資の形であるといふふうに私は承
知いたしてございまして、この状況
をあらためて承わりたいことが
一点と、今度法が成立いたしますと
いうと、日本自転車振興会というもの

が新しく生れますが、この際、機械
貿易館に就いて振興会及びその連
合会が出資していた出資は、新しく生
れる振興会にどのような形で引き継
ぐものなのか。あるいは引き継が
れないものなのか、これらの点につ
いて具体的に承わりたいと思ひます。

○政府委員（鈴木義雄君） 第一の問題
でございますが、これは当初、実は
当時私も事情をよく知りませんが、聞
きますと、相当政府で金を出したら
うふうな意見もあつたように聞いて
おります。原案もあつたように聞いて
おりますが、結局これは政府として
は、展示会、自転車の展示に対する
補助だけをするというふうなことで、
展示室の補助ということ、約九百五十
万円程度の補助をしたというふうに聞
いております。従いまして、できるだけ
民間の出資によつたわけでございま
す。従いまして、あとの部分は全部
民間で自主的にきめられたもので
ございまして、われわれといしまして
は、大体民間の方々のやることにま
かせて、かような結果になつたわけ
でございます。

それから、従いまして結局民間の出
資によつた金でございまして、これ
をまあとするかどうかという問題も
ございまして、これは本法の施行後
におきまして、よく関係者と協議し
て、できるだけ最善の方法をとられ
まして、通産省としては十分な監督
をして、いきなにかように考へて
おります。

○相馬助治君 最後に一点伺ひます。
それは競輪関係の従業員の身分確
保の問題です。競輪関係の従業員と
一口に申しましても、連合会に使
われている者があり、施設を持
っている者があり、施行者に使
わ

ている者があり、種々雑多でござ
います。が、今かりに、施行者に使
われている従業員だけを考へてみま
しても、莫大な金額を取り扱つて、
莫大な金銭を取り扱つて、実に責任
の重い仕事であるにもかかわらず、
その身分はほとんどいっていいほど
臨時員でございまして、しかも、
これらの人々が施行者等とその身
分確保について陳情をするという
と、従前は、本来ならば君たち失
業者の群に属するべきものを、中
間的にこの競輪によつて君たち
を使つてゐるのであるから、いや
なものはまあやめてもらはうは
ない、かようなことで片づけられ
てゐるやうに承わつてございま
す。かように考へて参りますとい
うと、この従業員の問題は、競輪
自体が将来どうなるのであるか
という基本的な問題と関連を持ち
、かつまた、その仕事の内容が
きつめて重要な責任を要する金
の取扱を中心とするものである
といふやうなことを考へると、
これをどのように将来にわた
りてきつめていくべきかといふ
ことについて、事実問題としては
きつめて大きな問題だと思ひ
ます。ただ単に理想論を申し上げ
て政府に善処方を求めるのではな
く、現実としてこの問題を考へ
て、政府は今後どのようにこの
問題を考へていく御所存か。この
際本法改正に伴つて、いい時期
でございまして、基本的見解を
承わつておきたいと思ひます。

○政府委員（鈴木義雄君） この点につ
きましては、実は前回にも御質問が
ございまして、その際申し上げた
かと存じますが、われわれとい
しましては、よく実情を調査いた
しまして、安定して仕事ができま
すやうに、待遇を

の他について十分研究し善処していきたいと、かように考へている次第でございます。

○相馬助治君 待遇及び身分につきまして御考慮願いたいと思うのだが、どうでしょう。

○政府委員(鈴木義雄君) 身分の問題及び待遇の問題につきましては、十分検討いたしまして善処したいと思ひます。

○海野三朗君 この自転車競技法、よく電車に乗るといふと広告が出てくるのですが、これは一体どこが一番もめるのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 結局競輪の法律の趣旨で御承知の通り、地方財政に相当するわけでございます。それからあと一部が自転車及び機械の振興費として吸い上げられて使われていく、かような二つの点でございます。

○海野三朗君 そうすると、割合がどれくらいになっているのですか、地方財政に寄与しているのは何%くらい寄与しておりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 申し上げます。これも前回申し上げましたが、施行者の純収入といたしまして、昭和三十一年度の実績でございますが、車券売上高の一〇・二%と、かようなことになっております。それからさつき申し上げました機械及び自転車の振興費に使われておりますものは、一・一%であります。

○海野三朗君 一〇・二%といふと、一割ですね。それから振興費に何%ですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 振興費は一・一%でございます。金額的に申し上げますと、大体競輪の売り上げを年

六百億円とみますと、一〇%、一割としますと約六十億円程度、それから一・一%としますと六億円程度と、かようなことになりま。

○海野三朗君 この前自転車振興会から理研の方に、お金が足りないといふので何千万円かを科研の方に寄付された。そうして学術の振興に非常に寄与されたわけでありましたが、先ほど私は原子炉のことについて申し述べましたように、大学あたりの研究費の足りないものは、何かこういう方面から一つ金を出させる方法はないものでしょうか、基礎研究はどうなんですか、たとえば自転車の機械の方の研究と申しまして、材質を詳しく調べないといけないでしょう。やはり根本は基礎ですよ。

○政府委員(鈴木義雄君) ただいま御指摘の科研に出しました金額も、実は自転車の研究とか自転車用の材料とか、さようなことの研究の研究項目をきめまして委託をしたわけでございまして、さような見地から、かりに民間の研究所とか大学でも、さような、この本法の趣旨に合いますような目的で使われましますものがございまして、これは大体協議会できめておりますが、その趣旨に沿つて日本の機械工業なり自転車産業の発達に役立つというものがあれば、その範囲において考えられ得る問題だと思ひます。しかし、具体的にどういふふうなものが一番いいかといふことを、よく検討の上できめるといふことになっております。

○海野三朗君 私はもう少し寄付してもいいのじゃないかと思うのですが、一〇%、一割くらい、この程度はどういふふうにお考えになつておりますか、これはよけいだと思つていなさるか、少いと思つていなさるか、どうです、当局は。

○政府委員(鈴木義雄君) 一・一%は法律に規定しました率によりまして取られておりまして、従来の法律によります率がそのようになつておりました。これは平均いたしまして、いろいろ売上高によつて高い低いはございますが、平均いたしまして一・一%、従来の法律もそうなつておりますし、今回の改正案においても同じような率を出しているわけでございまして、

○海野三朗君 そうすると、この率は研究の余地がまだあるわけですね。これはどうなんですか、研究の余地があると私は思ふのだがどうなんですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 将来の問題としては、研究の余地があると思ひます。

○阿部竹松君 私は小型自動車のことについて伺ひたいと思ひます。実は自動車のこの第三条の二からこうずっと見ますと、オート・レース場を将来もふやうに考えられるのですが、将来もこのオート・レース場をふやすといふことですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 従来小型自動車は登録制をとつておりましたが、今度は競輪にならしまして、許可制にするわけでございます。それから先般競輪について説明いたしましたと同じような方針で、今後の許可はいたさな

○阿部竹松君 そうすると三条以下要らないといふことになるのじゃないですか。通産大臣に届けるとか、やろうとするとところは「省令の定めるところにより、通産産業大臣の許可を受けなければならぬ」とあるいはまた二号の「通産産業大臣は、前項の許可をしようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない」と。こういうのをやらなかつたら、何ら必要のないものだといふふうにかへるわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 第五条の新しく設置するといふ場合の許可を受けなければならぬ、確かに今後許可をしないといふ行政方針をとつております。しかしながら、法体系としては一応かような建前になつておるわけでございまして、それから第三条の二は、これは従来施行者がする届け出の方でございまして、従いまして、われわれとしては、今後しないといふ方針は行政方針でございまして、一応法律の建前は競輪の場合でも、オート・レースの場合でもほかのものと同じように、かような法体系をとつたわけでござい

○阿部竹松君 第一条の修正される点の中に、「小型自動車工業の振興に寄与する」ということがありますね。しかし、どれだけでも寄与になるのですか、具体的に。

○政府委員(鈴木義雄君) これも競輪と同じように振興費をとりまして、その振興費が実は小型自動車のいろいろの振興のための費用に使われておるわけでございまして、その性能を改善するための研究とか、あるいは設備の改善とか、さようなことに充てることになつておるわけでござい

○阿部竹松君 開催当初から大体でけつこうでございますけれども、三十一年度まで大体どのくらい振興費に使つたか、お知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木義雄君) これは小型自動車関係の振興費といたしまして、実は従来は国家予算で出された当時、二十六年、二十七年、二十八年の合計が一億四千万円、それから二十九年以降の臨時特例法によりまするもの、三十一年までで八千二百万円であり

○阿部竹松君 その次に、「地方財政の健全化」といふことが書いてございまして、しかし、地方財政の健全化といふことは、自転車競技法の一部を改正する法律案にもあるわけですね。ですからこれが地方財政の確立とか、寄与するためであれば、日本全国にければならぬはずなんだね。東京周辺とか神奈川県周辺とか、埼玉周辺にだけ集まっておるといふことは、これは矛盾を感じませんか。それと同時に、これがほんとうであれば、全然ないところから新しく開催したいから一つ許可をして下さいと言つたら、許可をしなければならぬという理屈になりますね。この点はどうお考えですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 今の問題は、実は小型自動車競走につきましては、一応新たに許可をしないという方針をとりまして、従来認められていたもののしか認められなかつたということになつておる、こういうわけでございまして、従いまして過去の歴史と申しますか、そういう実情から来る問題でござい

でございます。

それから各施行者として開催を均等化する問題は、これは小型自動車としては、非常に範囲が狭いものでございませう。競輪については、そういう問題が実は衆議院においても御議論になったわけでございまして、われわれとしましては、実情を見ながら、できるだけ均等化の努力をしていきたいということを考えておるわけでございます。

○阿部竹松君 均等化の努力ということは一〇〇%のうち七五%は歓迎すると、あと二五%これは自転車と同じように施行者協議会とか、あるいは振興会で分けるのですか。とにかく地方財政に入る分を政府が吸い上げて、そうして日本全国に配分すると、こういうことですか。

○政府委員(鈴木義雄君) そういう意味ではございせん。実は施行者がたくさんある場合に、一つの競輪場といえますか、小型自動車を作つてやらせるようにする。ということでございます。しかしながら、オート・レースの場合は、非常に範囲が少のうございせんから、均等化の度合がなかなかうまくいかないのじやないかと考えておりますが、これもできるだけ努力いたしますが、競輪については、とにかく一つの競輪場を使う施行者のおおの回数に均等化するという考え方でございませう。

○海野三朗君 ちょっと伺いたいのですがね。地方の財政を救うという、つまり神奈川県なら神奈川県でもって競輪場をやつて、もうけたやつは神奈川県、川島の町村の財政を救うというふうに行つていっておられるので、東北のようないふ県がたふさんあるところは一向おかまいなしで、その地方だけがど

んどんよくなつていくことを考へますと、どうもこれがあるよりびんとこないのですが、どういふふうにお考えになつてゐるのか、市町村に対してどういふところにしてやる、どういふところにしてやらない、こういうところの選定は通産大臣がおきめになるわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君) これは競輪の場合だと思ひますが、そういう場合は、従来しばしば自治庁が一応財政状況とか、重要な点を勘案して、申請があつた場合に、施行者として、もちろん従来は競輪の場合は都道府県はできますが、市町村の場合は、さうな場合に指定をして許しておるわけでございませう。

○海野三朗君 私はそういう際に、地方の恵まれない人を救うという意味であるならば納得いくのでありますが、ある特定の地方だけが救われるというのでは、あまりほめたやり方じやないと思うのですが、どういふようにお考えなんでしょうか。

○政府委員(鈴木義雄君) さうな調整の点は、実はこの前大臣からも御説明申し上げましたが、地方自治庁で特別交付税あたりをきめます場合に、競輪の前年度の収入というものを考慮してきめることにいたしておりました。さうな点で、均等化の点も解決されると思ひますが、しかし先ほど申し上げましたように、施行者が新しく指定される、従来の施行者との均等を欠くというふうな場合について、漸次できるだけ均等化の努力を進めていくように、われわれとしてはしたいというところを申し上げておきます。

○阿部竹松君 第五条の三項ですかに

よると、開催するときは公聴会を開いて利害関係人の意見を聴取しなければならぬ、こういうものがございませうが、今まで通産省が認められた個所のそれぞれに対して、公聴会を開いたことがございませうか。

○政府委員(鈴木義雄君) オート・レースの御質問だと思ひますが、オート・レースについては、かような条項がなかったで、今回これを入れたわけでございませう。ですからオート・レースにはかような例はございせんでした。ただし、競輪についてはかような規定がございまして、競輪場を許可する場合には、この例によつたわけでございませう。

○阿部竹松君 それで小型自動車、オート・レースですね、これは車体検査をやるのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) いたしま

○阿部竹松君 その車体検査というのは、走るために間に合うというだけの規格検査に当てはまるものであるかどうかということをお伺いいたします。

○政府委員(鈴木義雄君) 車体検査は三回いたします。その場合にももちろん車体検査の目的は安全の点というふうな点を主として考えておるわけでございませうが、大体申し上げますと、競走する二日前にやりますので、それからその当日にやりますので、それからまた競走に入る直前にやる、かようなことになつております。

○阿部竹松君 その安全のためにやるということになりますと、私しろうとよくわかりませんけれどもね、ある

競走場で競走するオートバイの片方の足のペダルを取つてあるわけですね。ペダルがない。片方の足のペダルしかない。これが安全であるかどうかというところ。急カーブですからむしろペダルがひつかかるから安全であるといつて取つてあるかもしれない。しかし、片方の足のペダルがないオートバイが安全のためにという理屈にはならぬと思ひますがね、こういうところの御見解はいかがでしょう。

○政府委員(鈴木義雄君) どうも専門家でないので、専門家によく確かめなければいけません。一応聞いていますところでは安全であるという見解ださうです。

○阿部竹松君 法律を出すときに確かめてみなければならせんけれども、安全であると思ひますでは、これは大へんです。私はオート・レース場に行つたとき、たまたま観戦者が一人出たわけですね、そういうことがあるのです。ですから、そういうようなペーパー・プランで出すということでは始めてから本年の三月三十一日まで事故者たくさん出ているでしよう。け

が人が何人で、死亡者が何人か、ちょっとお知らせ下さい。

○説明員(古河潤君) お答え申し上げます。ことしになりましたから四月末まででございますが、なくなつた方が五人おられます。

○阿部竹松君 このなくなつた方はどういふ処置をされるわけですか。もう災害補償ももらえないわけでしょう。保険くらい入つておられるのですか、災害補償の。

○説明員(古河潤君) なくなつた方に對しましては、なくなつたケースに應じまして、競走中になつた方には六十万円の死亡弔慰金が全国小型自動車競走会連合会から支給されます。

○海野三朗君 私の自転車についてお伺ひしたいのですが、交通事故というのはい、一体自転車に乗つておる人の割合、どうですか、ハイヤーに乗つておる交通事故と。警視庁の前を通るたんに三人、五人と死者が書いてありますけれども、けが七十人とか八十人とか書いてありますが、東京都内だけでしよう。自転車に乗つておる、実際に危ない。私は車の中から見るから危ないのかもしれないが、実際に危ないのですけれども、どのくらい事故が起きますか、自転車事故。

○政府委員(鈴木義雄君) 御指摘のうな点はあると思ひますが、私も所管でございませうので、やはり警察関係からじやないかと正確な数字は申し上げかねると思ひます。

○海野三朗君 私はこの間アメリカを見てきたんですが、アメリカでは自転車はほとんど見られないのです。みんなハイヤーとトラックばかりなんです。これはまあその国の貧富の程度によるものでありましようが、町を走っている自転車はほとんどない。あれはやはり何と云うか、富の程度によるのでしやうか、どうなんでしょうか。

○政府委員(鈴木義雄君) 私はよく存じませんが、アメリカでもおそろしくなから走つてゐると思ひます。(笑聲)と申しますのは、要するに、イギリスあたりからアメリカに自転車輸出しております。われわれも自転車を輸出したいと思つて目下研究しておるわ

て、さような処置をとったのでござい
ます。

○島清君 これはあれですか、連合会
の時代にはあつせんをされることに
よつて何がしかのあつせん手数料とい
いますか、何といいますか、そういう
ものを徴収せられていたようでありま
すが、別段、売り上げの中から振興会
に交付されるのがありまするので、こ
れによつてまかなうのであつて、あつ
せんに関連をして、さらに地方自彥車
振興会から何がしかの金をお受けにな
るという考え方はもちろんないでしょ
うね。

○政府委員（鈴木義雄君） 連絡をし
ないんだ。こういうようなまゝ確信
をお持ちになつてのことでございま
しょうね。

ます。
○島清君 思うというだけじゃ大へんに心細いですが、この点だけは非常に明言をしていただいた方がよろしいと思います。

○政府委員(鈴木義雄君) ございませぬ。

○島清君 今競輪が世論の支持を残念ながら強力に受けることができないので、それでいつも競輪に關係をする従業員の諸君、これは施行者の方にも言えると思うのでありますけれども、關係者の諸君が暫定的な気分であつておられるのじゃないかと思うのです。すなわち中腰で働いておられる。やはりこれだけの国家的な事業、よしんば批判があるにいたしましても、これだけの国家的な事業を遂行するには、この事業を通じて国家社会に貢献してあるのだというような不拔の信念を私は持つことが必要だと思ふのです。これは何にもかわらず、この信念があつてこそ私は世論の支持を受けることもできると思ふのです。こういうようなことについて何か特段のお考えをお持ちですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 先ほどの御質問の御答へと同じような御答へをしては恐縮でございますが、われわれとしてはよく身分とか、待遇について検討をし、できるだけ善処していきたい、かように考えております。

○島清君 局長はそういう先ばしした御答へをなさなくてもいいのです。私は従業員の身分關係を聞いていたのじゃない。たとえば設備をするにいたしましても、いつ何とき競輪がやまるかわからない、こういったような心配があるのでありますからして、その暫定性

に基いて設備をしようとしなさい、施行者にも言えるのです。それはまた地方の振興会にも言えることなんです。だからこういう方々が、これを世論の支持を受けることができるなり恒久化できるものでありますから、これに基いて競輪をもっと発展せしむるというところが私は關係者の念願だと思ふのです。それに對してはとやかくの批判は別にいたしましても、その行政の指導をされるのは通商省当局でありまゝで、こういったような立場に立った格段の御配慮をなさる御意思があるかどうかということをお聞きしておるのです。

○政府委員(鈴木義雄君) 御指摘のうちに、この法律は競輪の弊害を最小限度にとめながら競輪を存続していくと、かような方針でございますので、われわれとしましてはさような意味におきまして、安定するような方法で御趣旨のような措置をとるよう努力していきたいと、かように考えております。

○島清君 まあ競輪場の増設はお認めにならないということとふやさない方針をとっておられるということについてはわかるような気がしますが、しかしながら既設の競輪場が単なる一地方長官の考え方によつて廃止をされるということとは、せっかく法律を作つて、その法律のもとにおいて行われるこの種の事業がただ地方の事情において廃止をされるということについては、私はこの競輪を運営する面において大いに考えなければならぬ点があると思ふのです。それを許可、認可をするならば、これを自由にやめる場合についても通商省の了解が必要だ

と、私はすべての事業についてこれが必要だと思ふのですが、たとえば私が聞きたいのは豊中の例ですね。豊中は大阪府にありましても、赤間文三という知事はそれはやめたいと、しかしながら周辺の市町村長はこれをやりたと言つてゐるのである。法律のもとに競輪場が許可、認可をされて、そしてやられておるものがその選挙を目当てにしますところの知事の何か風の吹き回しでこれが廃止をされると、そして今まで關係しておつた人が何の予告なしに迷惑するといふこの事態について、将来これが起つた場合にはどうされるかといふようなことについてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木義雄君) 将来やめる場合に、やめられた施行者、競輪場の設置者、それを善処してさような事態が起らないように、それによる影響を少なくすると申しますか、処置することができるように善処すべきであると考へております。

○島清君 豊中を例にとりましたが、通商省はどういうふうな対策を講じてこられたのでございませうか。

○政府委員(鈴木義雄君) 大阪府に善処するように要望した程度でございませぬ。

○島清君 局長は先日質疑の中で、選手が施行者とは契約關係にあるのだと、こういうことを言つておられました。この契約關係であるのか、自由の職業であるのかといふことについては、内部におきましても議論の分れるところでありまゝですが、しかしながら登録を受けて、試験を受け、さらにこれを職業として立つておるからには、これはやはりそのことによつて生活が保

障されるという建前でなければならぬと思ひます。そこで契約の問題であります。契約といふものは、これは双務契約でございます。契約の原理というものは、債権債務は平等でなければならぬ、平等の立場において締結をされなければならぬ。ところが、選手は連合会の配分を受けて、そして自分のからだを調整をしまして、そして出場するわけでありまして、参加をするわけでありまして、しかしながら情報が悪いといつて、すぐ解される場合もある。これはまさしく契約違反なんです。この契約違反に對します保障といふものがないわけでありまゝですが、もし契約でありといふ建前からいいますならば、当然に契約違反を平等に負担をせねばならぬといふことでございませぬが、そういう事態が発生いたしました場合に對して、今後どういふふうな選手との契約上の損害を補償されるつもりでございませうか。

○政府委員(鈴木義雄君) その点はなかなかむずかしい問題ではないかと考へております。従来の契約によつての考え方によつて処理されていると私ども了解しておりますが、御指摘のような点もあるかと存じます。よく研究いたしてみたいと思ひます。

○島清君 鈴木局長さん、もっと誠実に御答へいただきたいと思ふんですが、むずかしい問題だから私はここではつきりさせたいと思ひましてあなたに御答へをいただいているわけなんです。ですから、今までも内部關係において、とにかくそういう事態がしばしば発生してゐる。選手は配分をもらひ、それから参加の承諾書を出す、契約を

締結するわけですが、行きますと、お前は情報が悪いから解れといつて解される。こういう問題については、解されるならば当然に受けるべきところの予想される収入を損害の補償として持たして解すのだったら、これはまさしく平等な契約条件ですね、ところがそうじゃないのです。単に情報が悪いからといつて解されるということだったから、これは契約にならないと思ふのです。ですから、こういうことについて、どうしてもこれは契約であるといふことを建前といたしますならば、これは不平等な契約でありまゝからして、ちやうど日米安全保障条約みたいに、これは不平等の懸念条約でありまゝで、一つ改訂をしてもらわなければいかぬのです。ところが、私などもこゝういふことを法律の文句の中に入れたたかつたのでありますけれども、与黨の諸君が早く上げてもらいたいといふお考えのようでありまゝで、私も施行者諸君とか、振興会の諸君を十分知つておりますので、この法案をそうそう長く引っぱる立場にもございませぬので、与黨の諸君の要望におこたえをしておりまして、二時間くらいに予定をしております質問の時間を二十分くらいで打ち切るというわけでありまゝで、ぜひ一つこの問題は、後日そういうことのないようにしていただきたい、こういうふうな思ひます。

今後は女子の選手の問題についてお聞きしたいのでございませぬが、今女子選手が御承知の通り一割くらいおりますけれども、五百名——少し足りないと思ひますが、おりますけれども、この女子レースが少ないので、生活を安定せしむるという配分がもらえないのです。

ますね。その適正なる条件の確保に向つていろいろと折衝しましたけれども、必ずしも適正なる条件は獲得できなかったわけなんです。選手の方はそこで、今度の改正法の案の中にも選手の保護規定というものが全然ないわけでありましてね。そこで考えますに、この選手の保護規定がないというのは選手会というところの組織体をお認めになりまして、その組織体が個々の選手の生活の安定と向上を確保するために、団体交渉をしてその選手の要望を満たしてくれるのだと、早い話が労働組合的なその動きを持って、選手は、あるいは施行者なり、あるいは振興会と折衝して、そうしてそれぞれのその生活を守ってもらいたいというような趣旨からこの選手の保護規定というものを作らなかつたわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 御指摘の点でございますが、今度の法律の改正の条文の適正化、選手の実情、条件の適正化に関する命令といえますか、命令を通産大臣が出せるという規定が新しく入っております。従来はそういう規定はございませんでした。それはさらに政府が実情を調査し、必要がある場合にはさようなことができる方向を定めるためにさような規定を設けたのであります。

○島清君 通産省は、もしかりに選手の声があるいは施行者なりに通じなくて、ものが実現しなかつた場合には、この命令権を発動される御意思がございいますか。

○政府委員(鈴木義雄君) よく実情を調査しまして、必要があればさようなことをすることができ得る建前に法律がなっております。

○島清君 もちろんあれでしょうね、何でもないとところに選手の条件が悪いからその条件を改善しろというような命令を出しにならないと思うのですが、選手が要求する、そうして施行者の方が応じないという場合はもちろんこれは実情に適合するような命令をされるでございませうけれども、選手の方が命令を出してくれというような要請に基いてもやっぱこれはあれでございいますか、実情に適合しないからといって拒否される場合が予想されますですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 先ほど申し上げました通り、実情をよく調べて判断いたしましたして、適當であるとすれば命令も出しますし、適當でなければそれを留保する場合はあり得ると思ひます。

○島清君 この付帯条件をつけていただくと思われる方々の方が簡單々々と言いますので、約束もありますので、私はこの程度で質問を打ち切りますけれども、どうぞ私の質問申し上げた点については十分この法律が実施されましようけれども、実施されました場合には、格段の一つ御留意をいただきまして、私たちの質疑の間に現われました意思がそれぞれの労働者の諸君に反映いたしますように格段の御配慮をいただきたいと思ひます。

ちよつと失礼でございしますが、もう一点だけですね、選手以外のこの競輪の従業員が多いわけでありまして、施行者に臨時雇いをされている人、それから振興会に雇われている人、いろいろありますけれども、どうか一つわれわれの同僚委員の諸君からいろいろと質問がありましたけれども、こういう

人々の上に対しましては格段の一つ御留意をいただきたい、格段の御配慮をいただきたいということを特に希望いたしますして質問を打ち切ります。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。

ちよつと速記をとめて。

〔午後九時五十九分速記中止〕

〔速記中止のまま午後十二時に至る〕

昭和三十一年五月二十四日印刷

昭和三十一年五月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局